

担当	担当	主査	主幹	局長	会長

# 平成30年4月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10 名中 10 名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9 名中 8 名出席)</li> </ul>
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)</li> </ul>
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長が指名することで全委員異議なく 1 番 松本健一委員、2 番 山下敏郎委員に決定した。</li> </ul>
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</li> <li>・議案第 2 号 農用地利用集積計画（案）について</li> <li>・報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について</li> <li>・報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について</li> </ul>
4. そ の 他	<p>【1】平成 30 年度農地利用状況調査の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局よりスケジュール等の説明を行った。</li> </ul> <p>【2】平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より説明を行い来月の議案とすることとした。</li> </ul> <p>【3】狭山茶農業遺産推進協議会の賛助会員について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より説明を行い、飯能市農業委員会として賛助会員となることを承認した。</li> </ul> <p>【4】クールレビズの実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局より説明を行った。</li> </ul>

5. 閉 会

- ・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時00分)



議長	それでは、これより議事に入らせて頂きます。議案第1号農地法第5条の規定について、審議を行います。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、案件ごとに審議を行います。 はじめに整理番号5－1の案件について審議いたします。 地区担当委員は私ですので、代わりに推進委員の内野博司推進委員に現地調査報告をお願いいたします。
推2番	整理番号5－1について、4月20日に吉田勝紀委員と共に現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字下畠字保入地内にございます。 農地の状況は、草等も刈られ、保全管理がされている状況がありました。 申請地には飯能住まい制度を利用し、住宅を建築する予定ということです。 周辺農地への影響は特段ないものと考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	農地法第5条の整理番号5－1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。 申請人は、現在大字岩渕地内の借家にて妻と長男の三人で生活しております。 以前から一戸建ての住宅を建築したいと考えており、家庭菜園を営みながら居住できる土地を探していたとのことです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。 申請年月日は、平成30年4月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関する土地購入費等を自己資金と融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設設計画認定済ならびに開発行為許可申請が同時にされており、特段問題ございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みについては、隣接の雑種地と一緒に利用する計画ですが、特段の問題はございません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった農地法第5条整理番号5-1の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農用地利用集積計画（案）について審議を行います。事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第2号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

以上です。

なお、詳細は担当から説明いたします。

事務局

説明いたします。

まず、第1番の方についてです。

第1番の方は、昨年12月の総会時に紹介をさせていただいた方で、バラの苗を販売しております。平成29年の花木関係コンクールにおいて、金賞を受賞されています。

販売方法として、インターネットでの販売をしていく予定です。

続いて、第2番の方についてです。

第2番の方は、土地所有者の希望により1年間での更新となります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不許可に該当するものはありません。

以上です。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。

なお、本議案中、本人に関する事項がございますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、3名の委員には、ここでご退席願います。

【3名の委員 退室】

議長

質疑に入ります。

何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

なしとのことですので、承認することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。

3名の委員に入室していただきます。

【3名の委員 入室】

議長	続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による届出について、報告第2号農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願いいたします。
	【なしの声あり】
議長	次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。
	【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を関谷会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、平成30年4月飯能市農業委員会総会を閉会します。

担当	担当	主査	主幹	局長	会長

# 平成30年5月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10名中 10名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 8名出席)</li> </ul>
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)</li> </ul>
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長が指名することで全委員異議なく 3番 関谷英男委員、4番 平井純子委員に決定した。</li> </ul>
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</li> <li>議案第 2 号 農用地利用集積計画（案）について</li> <li>議案第 3 号 平成 29 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について</li> <li>報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について</li> <li>報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について</li> </ul>
4. そ の 他	<p>【1】農業振興地域整備計画の変更について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員及び担当推進委員が現地調査を行い、審議した結果、全会一致で異議なしとして決定した。</li> </ul> <p>【2】農地の権利取得における下限面積の設定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より現行の下限面積等について説明し、次回 6 月総会にて審議することとした。</li> </ul> <p>【3】農業者年金について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より、農業者年金加入促進活動及び加入推進部長改選の説明を行い、吉田会長を加入推進部長とすることで決定した。</li> </ul>

	<p>【4】農地利用状況調査について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事務局より、説明を行い、利用状況調査員等の説明を行った。</li></ul>
5. 閉会	<ul style="list-style-type: none"><li>・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時30分)</li></ul>



議長	それでは、これより議事に入らせて頂きます。議案第1号農地法第5条の規定について、審議を行います。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。 <b>【議案書読み上げ】</b> 説明は以上です。
議長	それでは、案件ごと審議を行います。 はじめに整理番号5－1の案件について審議いたします。 地区担当委員の中里元委員より現地調査報告をお願いいたします。
6番	整理番号5－1について、5月23日に石田常夫推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字久須美字下モ田地内にございます。 農地の現況は、きれいに耕うん管理されていますが、作付けはされておりません。 申請者は現在申請地の隣地を資材置き場として使用しており、今回の申請は資材置き場を拡大するための申請です。 周辺農地への影響は、特段ありません。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	農地法第5条の整理番号5－1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、中里元委員の説明のとおりです。 申請者は、申請地に隣接する土地を資材置場として賃借する土木・建築業者です。 以前から業務内容の増加・多様化により資材置場を増設したいと考えており、隣接する申請地を資材置場として利用したく、申請をされたものです。 申請年月日は、平成30年5月7日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関する敷地造成費を自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、隣接雑種地と一緒に利用する計画であり、特段問題はございません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

以上です。

議長 同行して調査していただきました石田常夫推進委員何かございますか。

推1番 周囲の農地への影響は全くないと思われます。

妥当な申請だと思われます。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった農地法第5条整理番号5-1の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

議長 続きまして、議案第2号農用地利用集積計画（案）について審議を行います。事務局の説明をお願いします。

事務局長 議案第2号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

	<p>以上です。 なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>説明いたします。</p> <p>まず、第1番の方についてです。</p> <p>第1番の方は、平成25年3月より、飯能市に就農しました。</p> <p>無施肥無農薬の自然栽培で、固定種の野菜を露地栽培で生産し、販売しています。</p> <p>経営作物としては、トマト、ナス、キュウリ、ニンジン、ネギ、ダイコン、ホウレンソウ等の100種類以上の固定種の野菜です。</p> <p>販売方法は、個人宅への季節の野菜セットの販売に、自然食品店や市内のレストランへの卸しのほか、市内のイベント販売なども行っています。</p> <p>また、野菜の苗の販売や、農業イベント等も行っています。</p> <p>続いて、第2番の方についてです。</p> <p>第2番の方は、平成29年3月に明日の農業担い手育成塾を卒塾し、4月から飯能市に新規就農した方です。</p> <p>経営作物としては、主にエダマメ、ブロッコリー等の露地野菜です。</p> <p>販売方法としては、主にスーパーでの販売を行っています。</p> <p>次に、第3番の方についてです。</p> <p>第3番の方は、平成28年3月に明日の農業担い手育成塾を卒塾し、平成28年4月から飯能市の新規就農者となりました。</p> <p>経営作物としては、ニンジン、サツマイモ等の露地野菜です。</p> <p>販売方法として、主にスーパーでの販売を行っています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。</p> <p>次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。</p> <p>ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。</p> <p>以上のことから、特に不許可に該当するものはありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。</p>
8番	<p>1番と3番の方は農地集積が進んでいるように感じますが、2番の方は農地の場所が散っているのは問題ありませんか。</p>

事務局長	2番の方にはこちらから農地を斡旋しているというよりも、ご本人が農地を探してきている状況で集約化できていないという面があります。こちらからもできるだけ農地を集約化するよう指導していますが、今のところ集約化する事よりも農地を増すことに重点を置かれているようです。
議長	他にございますか。
	<b>【なし】</b>
議長	なしとのことですので、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	<b>【全員挙手】</b>
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、議案第3号「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	説明いたします。 本件は、農業委員会の事務の適性化を図る上で、農業委員会自らが実際に目標を設定し、点検、評価をするものであります。本日は「平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」及び「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について、審議のほどよろしくお願いいたします 内容は担当から説明いたします。
事務局	説明いたします。 <b>【資料に基づき説明】</b> 説明は以上です。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。
推2番	この点検・評価等は今後どのように扱われますか。
事務局	総会での承認後、飯能市のホームページに掲載されます。 埼玉県農業会議にも提出しますが、基本的には農業委員会の日常的な活動計画、結果等を市民の方に公表するものです。

推2番	ではこちらの点検・評価を公表、提出したことにより国や県から指摘が入ることもあるのでしょうか。また、様式は決まっていますか。
事務局長	<p>農業委員会が自ら目標を定めて、点検・評価したものを市民の方に公表することによって透明性を確保するものです。国や県から指摘されるというものではないと考えています。あくまでも農業委員会が目標を定め、公表することで市民の方にご覧いただきながら業務に携わることが重要となっております。</p> <p>様式につきましては、所定のものを使用しています。</p>
4番	新たな農業経営体とは、農ある暮らし飯能住まい制度で新しく入ってくる方を含んでいますか。
事務局	新たな経営体とは、新規の認定農業者及び農業法人を指していますので、農ある暮らし飯能住まい制度で新たに入ってくる方が、必ずしも含まれているとは限りません。
4番	活動計画は、具体策も設定されていますか。
事務局	農業委員会の全体的な計画となっていますので、さらに細かい内容は設定していません。
4番	農業委員会がどのような活動を行っているのかは市民の方はあまりご存知ないと思います。具体的な目標を定めることで市民の方に活動を知っていただけなのではないかと感じます。
事務局長	今回の様式は所定のものになっていますが、ここから具体的な活動をどのようにしていくかが重要だと考えています。
1番	販売農家数が少なすぎるような気がしますがどのような基準となっていますか。
事務局	<p>記載されているものは農林業センサスの数値によるものです。</p> <p>今回は、農林業センサスの数値を使うことに様式で決められています。</p>
議長	他にござりますか。
【なしの声あり】	

議長

なしとのことですので、原案のとおりとすることで、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、承認することといたします。

続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による届出について、報告第2号農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。

【なしの声あり】

議長

次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。

【付議案件4 「その他」に記載】

議長

以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、平成30年5月飯能市農業委員会総会を閉会します。

担当	担当	主査	主幹	局長	会長

## 平成30年6月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10 名中 10 名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9 名中 9 名出席)</li> </ul>
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)</li> </ul>
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長が指名することで全委員異議なく 5 番 利根川哲委員、6 番 中里元委員に決定した。</li> </ul>
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</li> <li>議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</li> <li>議案第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について</li> <li>議案第 4 号 非農地判定について</li> <li>議案第 5 号 農地の権利取得における下限面積の設定について</li> <li>議案第 6 号 農用地利用集積計画（案）について</li> <li>報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について</li> </ul>
4. そ の 他	<p>【1】平成 30 年度「市町村農業委員・農地利用最適化推進委員等の公務災害補償制度」の加入案内について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より説明を行った。</li> </ul> <p>【2】農地利用最適化活動活性化研修会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局から 9 月 13 日に開催される研修会の案内を行った。</li> </ul>

5. 閉　　会

- ・ 会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時33分)



議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは案件ごとに審議いたします。整理番号3-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推2番	<p>整理番号3-1について、6月16日現地調査しましたので、その状況を報告します。譲受人は、農業従事するために申請地を譲り受けるとの事です。譲受人は農地の所有はないため、認められれば、下限面積の引き下げによる実績になります。</p> <p>また、譲受人から、申請地にタケノコでの作付計画書が提出されていることから、申請地取得後も耕作されると考えられます。譲受人の農作業への従事状況は、常時従事すると思われることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。</p> <p>また、通作については現住所からは徒歩で5分との事です。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>補足説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、申請地近隣に在住しており、農業経営を開始したく申請するものでございます。</p> <p>譲受人は、現況の竹林を管理し、タケノコを収穫する作付計画が提出されています。所有農地はございません。また通作に関してですが、徒歩5分ですので通作可能だと考えます。</p> <p>こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。</p>

申請年月日は、平成30年6月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、機械の所有はありませんが、その他必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。以上です。

議長 同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

以上です。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった農地法第3条整理番号3-1の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

2番 譲受人は農家ですか。

議長 農家ではありません。

事務局長 山間地域の下限面積の引き下げについては、遊休農地対策のほか、新規参入者を増やす目的にも資するものとして引き下げを実施しました。今回の譲受人は農家ではございませんが、下限面積の設定を超えておりますので、問題ございません。

7番 タケノコ経営とのことです、竹林がかなり密集しているように見受けられます。竹と竹の間の間隔をあけないと管理が大変だと思います。

議長 適正な管理をしていくよう指導したいと思います。

3番 贈与となっておりますが、親戚関係でしょうか。

事務局 親戚ではないです。

議長 その他、何かございますか。

	<p>【なしの声あり】</p>
議長	<p>無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の整理番号3－1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。</p> <p>続きまして、整理番号3－2について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推2番	<p>整理番号3－2について、6月16日現地調査しましたので、その状況を報告します。譲受人は、大字上直竹上分地内で農業経営をしています。農業経営拡大のために申請地を譲り受けるとのことです。申請地については平成30年5月28日まで譲受人が利用権設定を受けており、引き続き申請地で耕作するとの事です。</p> <p>譲受人の農地所有面積は2,500m<sup>2</sup>、借入面積は3,721m<sup>2</sup>です。</p> <p>また、譲受人から作付計画が提出されており、みかん、レモン等の果樹のほか、みょうが、ワラビ及びシイタケを作付けすることであり、申請地取得後も耕作されると考えられます。</p> <p>譲受人の農作業への従事状況は、常時従事していることから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。</p> <p>また、通作については自宅から徒歩5分との事です。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。</p> <p>現地調査の報告を終わります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>補足説明いたします。農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－2について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字上直竹上分地内にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。</p> <p>譲受人は、露地野菜および果樹を中心に作付けしております。</p>

所有地等については、適性に管理されております。  
また、通作に関してですが、徒歩5分ですので、容易にできると考えます。  
こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。  
申請年月日は、平成30年6月5日、同日農業委員会受付となっています。  
次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、小型バックホー1台、小型運搬車2台を所有しております、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを所有地ならびに借入地と申請地を合わせて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。以上です。

議長 同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。

以上です。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった農地法第3条整理番号3-2の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

6番 販売先はどこですか。

議長 地元の民間の直売所と農協です。

10番 獣害対策はどうする考えですか。

議長 電気柵や金網柵を設置することで対応しています。  
その他、何かございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の整理番号3-2について、  
許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。</p> <p>続きまして、整理番号3-3について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の平井純子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
4番	<p>整理番号3-3について、6月19日現地調査しましたので、その状況を報告します。譲受人は、今後、カフェを経営する予定で、カフェに仕出しするため有機栽培の野菜を中心に作付けしたく申請地を譲り受けるとのことです。譲受人の所有農地はございません。</p> <p>また、譲受人の作付計画書では、トマト、キュウリ、ナス等露地野菜を作付けする計画となっていることから、申請地取得後も管理されると考えられます。</p> <p>譲受人の農作業への従事状況は、カフェの空き時間や開店前、閉店後に毎日従事することから、申請地取得後も農作業に従事すると考えられます。</p> <p>また、通作については自宅隣地ですので問題ないとの事です。</p> <p>以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転については、適当であると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>補足説明いたします。申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。現地の状況につきましては、平井純子委員の説明のとおりです。譲受人は、申請地に隣接した住宅に住んでおり、農業経営を開始したく申請するものでございます。また平成30年5月14日付で同住所で食品衛生法第52条の食品営業許可を受けており、9月から飲食店を経営する予定です。</p> <p>譲受人は、路地野菜等を作付けし、今後飲食店で仕出しする料理の材料とする計画です。所有農地はございません。</p> <p>また、通作に関してですが、自宅に隣接していますので十分に通作可能だと考えます。</p> <p>こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。</p> <p>申請年月日は、平成30年6月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。</p> <p>1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。</p> <p>2つ目、機械の所有状況ですが、耕運機1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。</p> <p>3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。</p> <p>4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。</p>

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました吉田彰宏推進委員何かございますか。

推9番 平井純子委員の説明のとおりです。下限面積を緩和したことで遊休農地にならずに済んだものと考えます。下限面積引き下げの効果であると思します。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった農地法第3条整理番号3-3の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、整理番号3-4について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。

7番 整理番号3-4について、6月21日現地調査しましたので、その状況を報告します。譲受人は、大字双柳在住で、農業経営拡大のために申請地を譲り受けるとの事です。約3年前に隣接地を譲り受けミカンを植樹し近所の障がい者施設の人たちにミカン狩りをしてもらうとの計画もありましたが現在は10本程度のミカンが植えてあるだけです。また、譲受人からの作付計画書ではミカンで提出されていますが、既存経営農地の一部を耕作しているだけの状況です。昨年秋までに植樹したミカンは一度枯れてしまい、その後植樹したようにみられませんでした。

譲受人の農作業への従事状況は、常時従事はしておらず、申請地取得後も農作業に従事するとは考えにくいです。臨時雇用労働力として2名雇用していますが、一度ミカンを枯らしている状況からも改善が必要と考えられます。

また、通作については自宅から約2Kmとの事です。

	以上のことから、現地調査を行ったところでは、譲受人への所有権移転について不適当であると考えます。説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-4について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、綿貫幸進委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字双柳地内にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をたく申請するものでございます。譲受人は、ミカンを中心に行付けております。所有地等については、昨年までに植樹したミカンを一度枯らしており、現在は一部ミカンとウメの苗木が植樹されておりますが、その他は未作付地となっています。通作に関しては、申請地まで約2Kmですが、常時従事はしておらず、臨時雇用労働者として2名雇用していますが、常時従事はしていません。</p> <p>以上の状況ではありますが、申請人の希望により申請農地を譲り受けため申請がなされたものです。</p> <p>申請年月日は、平成30年6月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。</p> <p>1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませんが、自己所有農地および貸借農地で未作付地があるため、申請地取得後において耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められず、農地法第3条2項1号に該当すると考えられます。</p> <p>2つ目、機械の所有状況ですが、耕運機を1台リースしていますが、現在の労働員数による営農状況から鑑みて、申請地を取得しようとすると、又はその世帯員等の耕作の事業に必要な農作業に従事する数等が不足していると考えられ、農地法第3条2項1号に該当すると考えられます。</p> <p>3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。</p> <p>4つ目、権利を取得する者は常時農作業に従事すると認められず、臨時雇用労働者も常時農作業に従事すると認められず、農地法第3条2項4号に該当すると考えられます。</p> <p>5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを所有農地と申請地と合わせて超えることから、取得要件を満たしております。</p> <p>6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。</p> <p>農地法第3条2項に各号に該当する場合は許可することができないとされております。補足説明は以上です。</p>

議長	同行して調査していただきました山下富司委員何かございますか。
10番	綿貫幸進委員の説明のとおりです。何本か植えている程度、現状の改善が先であると考えます。
議長	同行して調査していただきました都築敏夫推進委員何かございますか。
推6番	外見的には草刈り程度、耕作はしていない様子です。畠の隅に数本植えてある程度でした。
議長	同行して調査していただきました柳戸光重推進委員何かございますか。
推8番	経営規模拡大とのことですが、現状農地の管理ができてからの規模拡大だと思います。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった農地法第3条整理番号3-4の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。
1番	エゴマを作付けすると言っていた畠はどうでしたか。
議長	作付けされていませんでした。
7番	現状の農地が管理されていない状況で規模拡大は如何なものかと考えますので、継続審議とするのが良いのではないでしょうか。
2番	前回3条申請を許可した際は、本人だけで耕作することは難しいと思われる中、別の2名の労働力が耕作するということで認めたわけですが、報告を聞いておりますと、そもそも管理が出来ていないわけですから、前回許可となったの農地について本人と話をしたのでしょうか。
事務局	話を聞いたところ、現在経営改善は考えていないとのことでした。今回申請した農地と一緒に管理していくれば良いという考え方をお持ちでした。
2番	農地法上問題がありますので、継続審議というより、やはり不許可としたほうが良いのではないでしょうか。そして、また、取得したいとなればそのときにまた申請してもらうのが良いのではないでしょうか。
議長	その他、何かございますか。

**【なしの声あり】**

議長 無いようでしたら、発議のあった不許可とするものとして賛成の方は、挙手を願います。

**【全員挙手】**

議長 全員賛成でございますので、本件については不許可とします。事務局は総会終了後、速やかに不許可となったことについて本人に通知するとともに不許可の該当条項を申請者に通知してください。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

**【議案書読み上げ】**

説明は以上です。

議長 それでは、整理番号5－1の案件について審議いたします。

地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番 整理番号5－1について、6月22日現地調査しましたので、その状況を報告します。申請地は、大字原市場字山崎地内にございます。申請人は、アトリエを開いており、来客用の駐車場を近所で借りておりますが、手狭なため今回の申請となりました。

農地の状況ですが、作付はされておりませんが管理されております。対象農地の南側には家屋、西側は山林、北側は家屋、東側は道路といった現状です。周辺農地への影響は特段ないと思います。

説明は以上です。

議長 事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局 補足説明いたします。農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。

申請者は、申請地の道向いで陶器・絵画等の展示および販売ほかギャラリーを運営しています。

既存の駐車場敷地は4台分となり、自己所有車両も4台となります。以前から来客用駐車場敷地が不足しており、近隣の申請地を駐車場敷地として利用したく、申請をされたものです。

また、接道する道路から一部後退を要するため、申請地は一部道路後退敷地となるものです。

申請年月日は、平成30年6月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地造成費等に対し、自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にございません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。以上です。

議長

同行して調査していただきました柏崎光一推進委員何かございますか。

推5番

対象の農地については、かなりの法面となっており、駐車場とするにはかなりの造成が必要かと思われます。今回の譲渡人はここ数年で他の農地を手放しており、その場所には、新たな住宅が建って新たな入居者が出ています。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった農地法第5条整理番号5-1の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明書について審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。なお、詳細については担当から説明いたします。

事務局

説明いたします。

それでは、議案第3号 相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請番号1番について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

租税特別措置法第70条の6により、農業を営んでいた被相続人又は特定貸付けを行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継続又は特定貸付けを行っている場合に限り、その納税が猶予されます。

ここにおける特例農地の要件における農地等とは、農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない農地、かつ市街化区域においては都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地を指します。

申請地は、国道299号の衣料品販売店南側に位置し、相続人の住宅から徒歩5分、計1,681m<sup>2</sup>の農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない生産緑地地区内にある農地です。

現地については、キュウリ、ナス、長ネギ等の露地野菜が作付けされており、良好に管理されています。

ちょうど事務局が調査をしたところ、ご家族の方にお会いすることができ、いるま野農業協同組合に出荷しているとの説明を受けました。

以上のことから、本件は相続税納税猶予に関する適格者証明書を交付することで問題ないと考えられます。以上です。

議長

本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。はじめに、中里元委員に調査報告をお願いします。

6番	議案第3号について、6月21日現地調査しましたので、その状況を報告します。申請地等は事務局説明のとおりです。農地の状況ですが、きれいに管理されており、夏野菜や果樹が作付されておりました。継続的に管理されていると思われますので相続税納税猶予に関する適格者証明書を交付することで問題ないと思われます。説明は以上です。
議長	同行して調査していただきました石田常夫推進委員何かございますか。
推1番	中里元委員の説明のとおりです。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、適格者証明書を発行することに賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については適格者証明書を発行することといたします。 続きまして、議案第4号 非農地判定について、事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、議案第4号 非農地判定について説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。なお、詳細については担当から説明いたします。
事務局	それでは、議案第4号 非農地判定について、補足説明いたします。 参考でお配りしております資料をご覧ください。 今回の山林化した農地の非農地判定につきましては、全地区での判定が終了したのちに提出された意向確認書に基づく補足調査となります。本議案につきましては、南高麗地区において、追加要望がございましたので議案として提案させていただいたものです。 資料をご覧ください。 対象農地は1筆、119m <sup>2</sup> です。本日、この意向確認書が提出された農地の非農地判定(案)が、資料のとおりとなっており、1筆、119m <sup>2</sup> が、非農地判定となる農地となります。

	説明は以上です。
議長	本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。なお、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推2番	議案第4号 非農地判定について、6月16日現地調査しましたので、その状況を報告します。申請地は大字上直竹上分地内にございます。重機を入れての作業ができないような場所です。農地の現状は、急斜面で樹齢40年ほどの杉が植えてあります。したがって非農地と判断して問題ないと思われます。説明は以上です。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、非農地とすることで、賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については非農地とすることといたします。
	続きまして、議案第5号 農地の権利取得における下限面積の設定について審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。
事務局長	議案第5号 農地の権利取得における下限面積の設定について説明いたします。
	【議案書読み上げ】
	説明は以上です。なお、詳細については担当から説明いたします。
事務局	説明いたします。議案第5号 農地の権利取得における下限面積の設定について、補足説明いたします。 飯能市における下限面積につきましては、総会にお諮りし、精明地区が50アール、山間5地区を農地法施行規則第17条第2項に基づく5アール、農地法施行規則第17条第1項を適用しその他の区域を30アールで設定しております。

この下限面積につきましては、経営体数、農地面積、遊休農地面積等が毎年変化していること、農地利用状況調査の結果等、状況にあわせて柔軟に対応するため、毎年総会で審議することになっています。また、審議結果につきましては、理由を付して公表することになります。

毎年設定面積を変更する必要はありませんが、本年の下限面積について、ご審議いただきたいと思います。

補足説明は以上です。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、原案のとおりとすることでよろしいでしょうか。挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第6号 農用地利用集積計画（案）について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第6号 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。なお、詳細については担当から説明いたします。

事務局 説明いたします。議案第6号 農用地利用集積計画（案）ご説明させていただきます。

整理番号1の方は、更新の案件でございます。

借受人は、約1町の水田を管理しており、米を作付しております。品種は、ミルキークイーンとイセヒカリです。収穫時期をずらすなどして少ない労力ながら効率よい農業経営を目指しております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかについてですが、適合するものと判断されます。

次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

	また、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第2号のロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。 以上のことから、特に不許可に該当するものはありません。 説明は以上です。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。
	【なしの声あり】
議長	なしとのことですので、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。
	【なしの声あり】
議長	次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	【付議案件4「その他」に記載】
議長	質問、意見等あればお願いします。
	【なしの声あり】
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、平成30年6月飯能市農業委員会総会を閉会します。



担当	担当	主査	主幹	局長	会長

# 平成30年7月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10名中 10名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 8名出席)</li> </ul>
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長より開会を宣言した。(午後 1時 30分)</li> </ul>
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長が指名することで全委員異議なく 7番 綿貫幸進委員、9番 大久保博司委員に決定した。</li> </ul>
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議案第 1号 農地法第 3条の規定による許可申請について</li> <li>議案第 2号 農地法第 5条の規定による許可申請について</li> <li>議案第 3号 農用地利用集積計画(案)について</li> <li>報告第 1号 農地法第 5条の規定による農地転用届出について</li> </ul>
4. そ の 他	<p>【1】青年等就農計画の認定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より申請者について説明を行い、市が申請者を認定することについて全員賛成で了承された。</li> </ul> <p>【2】農地利用最適化活動活性化研修会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より、内容及びスケジュール等の説明を行った。</li> </ul> <p>【3】社会福祉法人飯能市社会福祉協議会特別会員の会費について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より説明を行い、全委員が社会福祉協議会特別会員となることに決定した。</li> </ul>
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 4時 30分)</li> </ul>

議長

それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1については、議案第2号農地法第5条の規定の整理番号5-3と関連する事項がございますので、あわせて審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

**【異議なしの声】**

議長

異議なしの声をいただきました。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長

まず、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

**【議案書読み上げ】**

説明は以上です。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-3についてご説明いたします。

**【議案書読み上げ】**

説明は以上です。

議長

それでは案件ごとに審議します。

はじめに、整理番号3-1および整理番号5-3について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

整理番号3-1および整理番号5-3について、7月19日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

はじめに、整理番号3-1について報告します。

申請地は、大字下畠字渡戸原地内にございます。

農地の状況は、草等も刈られ、綺麗に管理がされている状況がありました。譲受人は飯能住まい制度を利用し、農業に従事するため、申請地を譲り受けることです。

また、譲受人からじやがいもをはじめ露地野菜の作付け計画書が提出されており、申請地取得後も耕作されると考えております。

通作についても、特段問題ないと考えております。

以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。

続きまして、整理番号5－3について報告します。  
申請地は同じく大字下畠字渡戸原地内にございます。  
農地の状況は、草等も刈られ、綺麗に管理がされている状況でありました。  
申請地には飯能住まい制度を利用し、住宅を建築する予定ということです。  
周辺農地への影響は特段ないものと考えます。  
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。  
現地の状況につきましては、内野博司推進委員の説明のとおりです。  
譲受人は、入間市在住の公務員です。申請地隣接地に飯能住まい制度を用いて移住した後に、農地取得型として農業経営を開始したく申請するものでございます。  
譲受人からは、ジャガイモ等の露地野菜の作付計画が提出されています。  
入間市では市民農園で5年間、作付け及び通年管理していました。  
所有農地はございません。  
また通作に関してですが、隣接していますので問題はありません。  
こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。  
申請年月日は、平成30年7月5日、同日農業委員会受付となっています。  
次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。  
1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。  
2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台と、その他必要な農機具を所有しております。  
3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。  
4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。  
5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。  
6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。  
続いて、農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について補足説明いたします。  
申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。  
現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。  
申請人は、現在入間市内の公務員宿舎にて妻と長男の三人で生活をしております。

以前から一戸建ての住宅を建築したいと考えており、入間市の市民農園を営みながら居住できる土地を探していたとのことです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

申請年月日は、平成30年7月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し自己資金と融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設設計画認定及び開発行為許可申請が同時申請されておりますが、特段の問題はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

以上です。

議長 同行して調査しましたが、内野博司推進委員の報告のとおりでした。  
以上です。

それでは、ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった農地法第3条整理番号3-1の許可案件について、並びに農地法第5条整理番号5-3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

**【全員挙手】**

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。  
続きまして、議案第2号農地法第5条の整理番号5－3について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達します。  
続きまして、整理番号3－2について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当の山下富司委員より現地調査報告をお願いいたします。

10番

整理番号3－2について、7月22日 綿貫幸進委員と都築敏夫推進委員と柳戸光重推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。申請地は、大字平松字西原地内にございます。

農地の状況は、綺麗に耕作され、野菜が作付けされておりました。  
申請人は農業経営を拡大するため、申請地を譲り受けるとのことです。  
譲受人からは薬草等の作付け計画書が提出されております。

申請人はすでに農地をお持ちですが現状では十分に耕作されておりません。

申請者の農作業への従事状況ですが、常時作業しておらず申請地取得後も農作業に従事するとは考えにくいです。

以上のことから、農業経営拡大の前に改善計画が実行され、既存経営農地の作付け開始を行うことが適当ではないとかと考えます。

現地調査の結果、申請人の所有権移転については不適当であると考えます。  
説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

補足説明いたします。  
農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。  
現地の状況につきましては、山下富司委員の説明のとおりです。  
譲受人は、大字双柳にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。  
譲受人は、ミカン、ウメを中心に作付けしております。

所有地については、昨年までに植樹したミカンを一度枯らしており、現在は一部ミカンとウメの苗木が植樹されておりますが、その他は未作付地となります。平成29年度に約2反ごとにミカン、ウメ、柿をそれぞれ20本、平成30年度に約2反ごとに同品種を30本、追加植樹する作付け改善計画が提出されております。申請地では品種未定の薬草を作付する計画が提出されております。

通作に関しては、申請地まで約2Kmですが、常時従事はしていません。臨時雇用労働者として4名雇用および3名の追加雇用の経営改善計画が提出されております。

以上の状況ではありますが、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、平成30年7月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございませんが、現時点では自己所有農地および貸借農地で未作付地があるため、申請地取得後において耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められず、農地法第3条2項1号に該当すると考えられます。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機を1台リースしていますが、現在の労働員数による営農状況から鑑みて、申請地を取得しようとする者、又はその世帯員等の耕作の事業に必要な農作業に従事する数等が不足していると考えられ、農地法第3条2項1号に該当すると考えられます。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者は現在の営農状況から鑑みて、常時農作業に従事すると認められず、臨時雇用労働者も現在の営農状況から鑑みて常時農作業に従事すると認められず、農地法第3条2項4号に該当すると考えられます。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と自作地を合わせて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

農地法第3条2項に各号に該当する場合は許可することができないとされており、1号および4号に該当すると考えられます。

以上です。

議長

同行して調査していただきました綿貫幸進委員何かございますか。

7番

山下富司委員の説明のとおりですが、現状ではミカン等が作付けされている農地の草刈りがされていない状況です。

	申請地は現在、譲渡人がきれいに管理を行っている状況ですので、譲受人が取得した場合に荒れてしまうのではないかという懸念があります。
議長	同行して調査していただきました都築敏夫推進委員何かございますか。
推6番	山下富司委員、綿貫幸進委員の説明とおりですが、以前に取得された農地が誰から見てもきれいになつていれば今回の案件も問題ないかと思います。しかし、現状では難しいと思います。
議長	同行して調査していただきました柳戸光重推進委員何かございますか。
推8番	山下富司委員、綿貫幸進委員の説明とおりです。譲受人が現在所有している土地では膝丈以上の草が伸びており耕作されている状況ではありませんでした。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった農地法第3条整理番号3-2の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。
2番	労力稼働数の9人とはどなたのことですか。
事務局	ご家族と雇用している農家の方となります。基本は自作ですが農業経営を行う上で雇用をすることは禁止されておりません。
2番	他の所有農地の管理状況はどうなっていますか。
事務局	他の農地については本人が管理していると報告いただいています。
推9番	現在所有している約5反の農地を取得したのはいつですか。
事務局	平成28年の4月の総会案件となります。
議長	他にはございますか。
10番	所有農地の耕作状況と、事務局の補足説明を参考にしたうえで、提出された営農計画が実行され、許可要件となる全部耕作要件と営農計画の改善が満たされるまで、今案件については不許可としたうえで、継続審議する事が望ましいかと思われます。

議長	山下富司委員から農地法第3条の許可要件である、全部耕作要件、営農計画の改善の2点が完遂するまで、不許可とする事が望ましいとの発議がございました。その他にご意見はございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、発議のあった不許可とするものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については不許可とするものとします。事務局は総会終了後、速やかに不許可の該当条項を申請者に通知してください。
	続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。
	事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。
	【議案書読み上げ】
	説明は以上です。
議長	それでは、案件ごと審議を行います。 はじめに整理番号5-1の案件について審議いたします。 地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。
2番	整理番号5-1について、7月23日柏崎光一推進委員と共に現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字下赤工字尾長地内にございます。 農地の状況は、草等も刈られ、綺麗に管理がされている状況がありました。 申請地の隣地は既に造成されており、一体で住宅を建築する予定ということです。 周辺農地への影響は特段ないものと考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	補足説明いたします。

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。

申請人は、現在東京都武藏村山市に借家にて夫と長男の三人で生活をしております。

以前から夫の故郷の環境に近く広い土地で、勤務先の昭島市から通勤圏内に一戸建ての住宅を建築したいと考えており、既存の宅地を利用して住宅建設の計画をしていたところ、隣接した農地の一部を利用する必要性が生じたため、住宅敷地の一部となく申請をされたものです。

申請年月日は、平成30年7月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての敷地造成費等に対し融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、隣接する宅地との一体利用を予定しており、売買契約確認済です。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

以上です。

議長 同行して調査していただきました柏崎光一推進委員何かございますか。

推5番 山下敏郎委員の説明のとおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった農地法第5条の整理番号5－1の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

8番	土地の取得金額は1筆の金額でしょうか。
事務局	4筆の合計となっております。
議長	他に何かございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、整理番号5-2の案件について審議いたします。 地区担当委員は関谷英男委員ですので、代わって大野次夫推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推3番	整理番号5-2について、7月16日関谷英男委員と共に現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字井上字西地内にございます。 農地の状況は、草等も刈られ、綺麗に管理がされている状況がありました。 申請地の隣地はいずれも宅地であり、住宅を建築する予定ということです。 周辺農地への影響は特段ないものと考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	補足説明いたします。 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、大野次夫推進委員の説明のとおりです。 申請人は、妻と子2人の4人で両親の実家に同居生活をしております。 以前から両親との同居生活が手狭になっている課題もあり、また両親に迷惑をかけている点から、新居を構える予定をしておりました。子ども達の育児環境や、両親の支援環境も鑑みて、実家の近隣地である申請地を住宅敷地としたく申請をされたものです。

申請年月日は、平成30年7月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての敷地造成費等に対し自己資金および親族の融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

以上です。

議長 同行して調査していただきました関谷英男委員何かございますか。

3番 大野次夫推進委員の説明のとおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった農地法第5条整理番号5-2の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

10番 申請地と申請者の住所の番地が隣り合っていないのはなぜでしょうか。

推3番 申請者の父の住所は、住所が決まった後に分筆され枝番が付いた可能性があります。

議長 他にございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、整理番号5-4の案件について審議いたします。

地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

整理番号5-4について、7月19日吉田勝紀委員と共に現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字下畠字保入地内にございます。

農地の状況は、作付けはなく草が少し生えている状況でありました。

こちらの申請は飯能住まい制度での建築となり、大字下畠字保入地内の土地としては3件目になります。周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在所沢市の自己所有マンションにて妻と二人で生活しております。

以前から一戸建ての住宅を建築したいと考えており、家庭菜園や近隣で体験農業が可能な居住地を探していたとのことです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。自己所有マンションについては売却契約済みです。

申請年月日は、平成30年7月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設設計画認定済み及び開発行為許可が同時申請済みですが、特段の問題はありません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

以上です。

議長 同行して調査しましたが、内野博司推進委員の報告のとおりでした。今回の案件で飯能住まい制度を利用した住宅建設は8件目になります。以上です。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった農地法第5条整理番号5-4の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

7番 土地は共有ですか。

事務局 持ち分共有となっております。

議長 他にございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、整理番号5-5の案件について審議いたします。

地区担当委員の中里元委員より現地調査報告をお願いいたします。

6番

整理番号5-5について、7月21日石田常夫推進委員と共に現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字久須美字川端地内にございます。

農地の状況は、ウメ等の果樹が数本植えられております。草等も刈られ、綺麗に管理がされている状況であります。

申請地は、自社の石材を保管するための資材置き場とする計画とのことです。周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の整理番号5-5について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、中里元委員の説明のとおりです。

申請者は、申請地に隣接地を自宅兼事業地とする石材販売業者です。

主に墓石を取り扱っており、以前から顧客である寺院、霊園、個人墓地等に資材と重機を置かせていただいておりましたが、業務の効率化を図るために、隣接する申請地を資材置場として新設したく、申請をされたものです。

申請年月日は、平成30年7月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての敷地造成費に対し自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないとということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、特にありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

以上です。

議長	同行して調査していただきました石田常夫推進委員何かございますか。
推1番	中里元委員のおっしゃるとおり周りは宅地で周囲への影響はないと考えます。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった農地法第5条整理番号5-5の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	無いようでしたら、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	<b>【全員挙手】</b>
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。
	続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画（案）について審議を行います。事務局の説明をお願いします。
事務局長	議案第3号 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。 <b>【議案書読み上げ】</b> 以上です。 なお、詳細は担当から説明いたします。
事務局	説明いたします。 借受人は、福島県南相馬市で水田農家出身の方ですが、平成30年6月に法人化をしました。 借受人は、東日本大震災による津波で水田のすべてが飲み込まれ、入間市へ避難されて来られました。そして、こちらで畑での就農を検討されていた結果、今回の利用権設定となりました。 また、販路としては、狭山市に本社があるうどん等を製造している企業が基本的にはすべて買い取ってくれることになっております。 経営作物としては、主に長ネギ、ダイコン、ブロッコリーほかの露地野菜です。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。

次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。

口、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。

以上のことから、特に不許可に該当するものはありません。

以上です。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。

2番 申請者は飯能市で実績がありますか。

事務局 以前入間市の市民農園で耕作をされていました。飯能市では実績はありません。

2番 震災から7年間入間市で耕作していたのでしょうか。

事務局 震災後入間市に避難されておりましたが、支援が受けられず農業はできませんでした。被災者支援の一環として県から技術支援も受ける予定となっています。福島県では米農家で農業をされていました。

8番 トラクター等はお持ちなのですか。

事務局 貸付人からお借りできるそうです。

また、販路となっている企業からも機材について支援したいとの申し出もあります。

6番 今回申請者は法人の名前で出ていますが、以前お住いの福島でも法人で活動していたのですか。

事務局 違います。今年6月に法人化しています。

10番 利用権設定の貸付人と名字が同じですが、親族等の関係はありますか。

事務局 特にございません。

議長 他に何かございますか。

【なしの声あり】

議長	なしとのことですので、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	<b>【全員挙手】</b>
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<b>【付議案件4「その他」に記載】</b>
議長	質問、意見等あればお願ひします。
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、平成30年7月飯能市農業委員会総会を閉会します。

担当	担当	主査	主幹	局長	会長

## 平成30年8月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10名中 10名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 9名出席)</li> </ul>
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)</li> </ul>
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長が指名することで全委員異議なく 10番 山下富司委員、1番 松本健一委員に決定した。</li> </ul>
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</li> <li>議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</li> <li>議案第 3 号 農用地利用集積計画（案）について</li> <li>報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について</li> <li>報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について</li> </ul>
4. そ の 他	<p>【1】飯能市に対する「農地等利用最適化推進施策に関する意見書」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より説明を行い、次回総会にて案を提案することとなった。</li> </ul> <p>【2】農地利用最適化推進 1・1・1 運動における重点推進地区について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より説明を行い、次回総会にて案を提案することとなった。</li> </ul> <p>【3】農地利用最適化活動活性化研修会および農業施設視察について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より、内容及びスケジュール等の説明を行った。</li> </ul>
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 3 時 00 分)</li> </ul>

議長	<p>それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、整理番号3－1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の平井純子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
4番	<p>整理番号3－1について、8月20日に吉田彰宏推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字下名栗字新シ地内にございます。</p> <p>農地の状況は、シカ、イノシシ除けの柵が張られ、管理がされている状況がありました。譲受人は現在大字下名栗で耕作を行っており、農業経営拡大のため、申請地を譲り受けるとのことです。</p> <p>譲受人は現在利用権設定にて借入を行っており、良好に作付け管理しております。</p> <p>また、譲受人からブロッコリー及び玉ねぎ、じゃがいも等の作付け計画書が提出されており、申請地取得後も常時耕作されると考えております。</p> <p>通作についても、特段問題ないと考えております。</p> <p>以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1号について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、平井純子委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字下名栗にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。</p> <p>譲受人は、主にじゃがいも、ブロッコリー、ダイコン、ルバーブを中心に行なっております。</p>

借入地469m<sup>2</sup>については、適性に管理されております。

借入地については、平成29年4月3日より譲受人が利用権設定を受けており平成30年3月農業委員会総会において更新手続きをしています。

また、通作に関してですが、徒歩5分ですので、容易にできると考えます。こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、平成30年8月6日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、軽トラック1台、耕うん機1台、草刈り機1台を所有しており、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを借入地と申請地を合わせて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました吉田彰宏推進委員何かございますか。

推9番 状況については平井純子委員の説明のとおりです。  
譲渡人は、相続で土地を取得したようですが、近隣には住んでおらず耕作が難しい状況でした。  
これからもこういった話は出てくるかと思いますので、このような形で耕作してくださる方が出してくれることは良いことであり、今後も進めて行きたいと思います。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった、議案第1号農地法第3条の整理番号3-1の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第3条の整理番号3-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。</p> <p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、議案ごとに審議いたします。</p> <p>整理番号5-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の平井純子委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
4番	<p>整理番号5-1について、8月20日に吉田彰宏推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字下名栗字新シ地内にございます。</p> <p>譲受人が現在の駐車場を返還することに伴い、代替地として隣接する申請地を利用するため申請に至ったものです。</p> <p>申請当初は申請地に砂利が敷かれていたため農業委員会事務局が是正の指導を行い畑に戻す作業を行っているところでした。</p> <p>周辺農地への影響は特段ないものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、平井純子委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、現在申請地の隣接地にて妻と息子夫婦および孫の計7人で生活をしております。</p> <p>以前から駐車場敷地として利用している土地について返却を求められており、代替地を検討していたところ、申請地所有者の了承が得られたため、駐車場敷地としたく申請をされたものです。</p> <p>申請年月日は、平成30年8月6日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で</p>

き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての造成費等に対し、自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、隣接する自己所有地との一体利用を予定しています。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました吉田彰宏推進委員何かございますか。

推9番 平井純子委員、事務局の説明のとおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった、議案第2号農地法第5条の整理番号5-1の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

事務局 事務局から捕捉させていただきます。

先ほどの平井純子委員の説明の中にありました是正の関係ですが、8月22日時点では是正が完了したことを確認しております。

議長 他に何かございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の整理番号5-1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、整理番号 5－2 の案件について審議いたします。

地区担当委員の平井純子委員より現地調査報告をお願いいたします。

4 番

整理番号 5－2 について、8月 20 日に吉田彰宏推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字下名栗字新シ地内にございます。

譲受人の住宅に接道がとれない為、申請地を利用して迂回したかたちで接道をとるために転用するものです。

なお、住宅の南側にある道路は建築基準法上の道路に該当しないため、接道要件が満たされない状態となっております。

農地の状況は、何も耕作がされていない状況がありました。

周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第 5 条の規定による許可申請の整理番号 5－2 について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、平井純子委員の説明のとおりです。

申請人の居住している大字下名栗は平成 20 年に建築確認が必要な区域となりました。宅地が接道している市道は接道要件を満たしておらず、将来的に建て替えができない土地となっています。

そのため、接道要件を満たした市道と接した申請地を通路敷地とする事で、居住地を建替え可能な宅地とすべく申請されたものです。

申請年月日は、平成 30 年 8 月 6 日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第 2 種農地に該当します。

次に、転用に関する 8 つの審査基準について御説明します。

1 つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての経費に対し、自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2 つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3 つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、隣接する宅地との通路敷地としての一体利用を予定しています。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました吉田彰宏推進委員何かございますか。

推9番 平井純子委員と事務局の説明のとおりです。

下名栗には建て替えの際に接道が満たされない住宅がほかにもあるかと思われます。

今回のように早めに接道を取っていただけることもあります、知らずに建て替えてしまう方もいらっしゃるかと思いますので、こちらからお声掛けを行う必要もあるかと思います。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった、議案第2号農地法第5条の整理番号5-2の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

6番 今回の申請地は建築確認の接道要件を満たしていることは間違いないありませんか。

事務局 間違いありません。

議長 他に何かございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

	続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画（案）について審議を行います。事務局の説明をお願いします。
事務局長	<p>議案第3号 農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>以上です。</p> <p>なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>はじめに、第1番の方について説明いたします。</p> <p>借受人は大河原工業団地内に工場を構える企業であり、既に大字上畠にて農業経営を行っております。</p> <p>建設資材のリース業をされているため、農業用ハウスの資材にも活用でき、初期投資も抑えられるため、施設園芸として、高床式砂栽培農法を行っております。</p> <p>今回は前回の平成29年12月総会時から新たに6筆追加し、追加した農地に新たに7棟のハウスを建設することで、経営の拡大を行いたく利用権設定を行うものでございます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。</p> <p>次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。</p> <p>ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。</p> <p>以上のことから、特に不許可に該当するものはありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。
推2番	今年の夏は気温が高かったですが、ハウス栽培はうまくいっているのですか。
事務局	7月ごろに、使用している井戸水のPHが高いことや液肥の窒素濃度が低いことなどの問題はありましたが、液肥は変更して栽培しており、井戸水は現在調査をおこない経過観察中です。試行錯誤しながら栽培を続けている状況です。
5番	依然として実験ベースということでしょうか。

議長	実験はほかの施設で行っており、こちらの施設は採算ベースとなるように進めているようです。
事務局	こちらの施設は、障がいをお持ちの方が作業するということも目的となつております。
議長	他に何かございますか。
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	なしとのことですので、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	<b>【全員挙手】</b>
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による届出について、報告第2号農地法第5条の規定による届出について、質問等あればお願ひいたします。
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<b>【付議案件4 「その他」に記載】</b>
議長	質問、意見等あればお願いします。
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、平成30年8月飯能市農業委員会総会を閉会します。

担当	担当	主査	主幹	局長	会長

## 平成30年9月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10 名中 10 名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9 名中 9 名出席)</li> </ul>
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)</li> </ul>
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長が指名することで全委員異議なく 2 番 山下敏郎委員、3 番 関谷英男委員に決定した。</li> </ul>
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</li> <li>報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について</li> </ul>
4. そ の 他	<p><b>【1】平成 31 年度飯能市に対する「農地等利用最適化推進施策に関する意見」について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>意見のあった観光事業との連携、教育機関への地産地消の拡充を盛り込むなどした原案について事務局が説明を行い、審議した結果、全会一致で決定した。</li> </ul> <p><b>【2】農地利用最適化推進 1・1・1 運動における重点推進地区について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より説明を行い、人・農地プラン該当地区を重点推進地区として決定した。</li> </ul>
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 3 時 00 分)</li> </ul>

議長	それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。 それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 <b>【議案書読み上げ】</b> 説明は以上です。
議長	それでは案件ごとに審議いたします。 はじめに、整理番号5－1について、地区担当委員から現地調査報告をさせていただきます。地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。
9番	整理番号5－1について、9月22日に野口栄一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字阿須字上河原地内にございます。 農地の状況については、資料の写真のとおりでございます。 周辺農地への影響は特段ないものと考えます。 以上の結果から、この農地転用許可申請は適当であると考えます。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。 申請人は、現在の手狭な住居環境から新居へ移転する予定をしておりました。両親の介護や育児支援など鑑みて、実家の近隣地である妻の父親所有の申請地を住宅敷地としたく申請をされたものです。 申請年月日は、平成30年9月5日、同日農業委員会受付となっています。 次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。 農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。 次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての敷地造成費等に対し融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。  
以上です。

議長 同行して調査していただきました野口栄一推進委員何かございますか。

推7番 ただいま大久保博司委員から説明のあったとおりでございます。  
特に問題ありません。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった、議案第1号農地法第5条の整理番号5-1の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

7番 写真を見ると草がたくさん生えているように見えますが近くに住宅はあるのでしょうか。

9番 周囲は畠と雑種地となっており、家はぽつぽつとある程度でございます。

議長 他にはございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号農地法第5条の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、整理番号 5－2 の案件について審議いたします。

地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。

9番

整理番号 5－2 について、9月22日に野口栄一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字阿須字菅沢地内にございます。

農地の状況については、資料の写真のとおりでございます。

周辺農地への影響は特段ないものと考えます。

以上の結果から、この農地転用許可申請は適当であると考えます。

説明は以上です

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の整理番号 5－2 について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。

申請人は、現在申請地の近接地にて法面工事を行う準備をしております。速やかに工事を行いたいとのことですですが、工事資材置場がないため、申請地を一時転用し、すぐにでも使用を開始したいとのことです。

そのため、工事現場の近隣地である申請地を資材置場および仮設ハウス設置敷地として申請をされたものです。

なお、今回の申請は一時転用となります。工事完了後は、農地に回復することとなっております。

申請年月日は、平成30年9月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関して新たに発生する費用はありません。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないとということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。  
6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。  
7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。  
8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。  
以上です。

議長 同行して調査していただきました野口栄一推進委員何かございますか。

推7番 ただいま説明のあったとおり、問題は無いと考えております。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった、議案第2号農地法第5条の整理番号5-2の許可案件について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号農地法第5条の整理番号5-2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による届出について、質問等あればお願いいたします。

【なしの声あり】

議長 次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【付議案件4「その他」に記載】

議長 質問、意見等あればお願いします。

【なしの声あり】

議長 以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局

閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。

会長職務代理

以上をもちまして、平成30年9月飯能市農業委員会総会を閉会します。



担当	担当	主査	主幹	局長	会長

## 平成30年10月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10 名中 10 名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9 名中 9 名出席)</li> </ul>
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)</li> </ul>
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長が指名することで全委員異議なく 4 番 平井純子委員、5 番 利根川哲委員に決定した。</li> </ul>
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</li> <li>議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</li> <li>報告第 1 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について</li> </ul>
4. そ の 他	<p>【1】農業振興地域整備計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より説明を行い、意見なしとして決定した。</li> </ul> <p>【2】農業委員会入間地方協議会平成 30 年度農業委員会等表彰及び研修会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より日程と集合場所、集合時間の案内を行った。</li> </ul> <p>【3】地域懇話会（市、農業委員会委員、農地利用最適化推進委員、JA）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より日程の案内と提出する資料の確認を行った。</li> </ul>
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 3 時 00 分)</li> </ul>

議長

それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

なお、本議案については、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5-1に関する事項がございますので、あわせて審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

### 【異議なしの声】

議長

異議なしの声をいただきました。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長

まず、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

### 【議案書読み上げ】

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号5-1をご説明いたします。

### 【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、整理番号3-1および整理番号5-1について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番

整理番号3-1および整理番号5-1について、10月22日に柏崎光一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

はじめに、整理番号3-1について報告します。

申請地は、大字下赤工字尾長地内にございます。

農地の状況は、草等も刈られ、綺麗に管理がされている状況がありました。

平らな土地であり、日当たりも良好です。

また、譲受人から露地野菜の作付け計画書が提出されており、申請地取得後も耕作されると考えております。

通作についても、特段問題ないと考えております。

以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。

また、譲受人は現在農地を所有していないことから許可が下りれば下限面積を減少させたことへの実績にもなります。

続きまして、整理番号5-1について報告します。

申請地は同じく大字下赤工字尾長地内にございます。

農地の状況は、草等も刈られ、綺麗に管理がされている状況であります。道路北側には住宅の建築予定のよう周辺も住宅地となっております。周辺農地への影響は特段ないものと考えます。  
説明は以上です。

議長 事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局 補足説明いたします。

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、山下敏郎委員の説明のとおりです。

譲受人は、所沢市在住の会社役員です。申請地隣接地に移住後に、農業経営を開始したく申請するものでございます。

譲受人からは、春夏作としてジャガイモ、ナス、トマト等の露地野菜、秋冬作として大根、ニンジン等の露地野菜の作付計画が提出されています。以前居住していた鹿児島県、京都府では10年以上の作付け経験があります。

所有地はございません。

また通作に関してですが、住宅と隣接することになりますので問題ありません。

こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、平成30年10月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、耕うん機1台、草刈り機1台と、その他必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地が超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

続いて、農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。

申請人は、妻と子4人の6人で団地を借りて生活をしております。

現在の手狭な住居環境から新居へ移転する予定をしておりました。実家の鹿児島県在住時代から両親の農業の手伝いをしており、京都府に在住していた時期は家庭菜園を通年通して行っていました。所沢市でも市民農園を検討していましたが抽選漏れが続いていました。この度、飯能市では農業経営の開始に伴う下限面積の引き下げが山間地域で行われていたことを知り、農業経営開始も可能となる今回の申請地を住宅敷地としたく申請をされたものです。

申請年月日は、平成30年10月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました柏崎光一推進委員何かございますか。

推5番 ただいま山下敏郎委員から説明のあったとおりでございます。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、並びに議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

推9番	飯能住まいに該当するのですか。
事務局	飯能住まいには該当しません。
議長	他にはございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達します。 続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について、審議を行います。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について、ご説明いたします。 【議案書読み上げ】 説明は以上です。
議長	それでは、整理番号5－2の案件について審議いたします。 地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。
2番	整理番号5－2について、10月22日に柏崎光一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字下赤工字尾長地内にございます。 農地の状況は、なにも耕作がされていない状況でありました。 譲受人の宅地を拡張する部分となり、浄化槽の排水部分が足りなかつたため転用の申請をされています。

西側には住宅が広がっております。  
周辺農地への影響は特段ないものと考えます。  
説明は以上です。

議長 事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局 補足説明いたします。  
農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。  
現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。  
申請人は、妻と2人でアパートを借りて生活をしております。  
現在の狭い住居環境から新居へ移転する予定をしておりました。勤務地に近い都心近郊で豊かな自然環境がある居住環境を条件として飯能市に移住を希望しました。条件に一致する土地として申請地に隣接した雑種地である大字原市場字山崎13番2(294m<sup>2</sup>)に住居を建設予定としております。土地利用計画の際に浄化槽埋設用地として隣接した農地の一部を利用する必要が生じたため、住宅用地の一部としたく申請をされたものです。

申請年月日は、平成30年10月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し自己資金と融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、隣接した土地と一体で利用する計画となっていますが、特段支障はございません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。  
補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました柏崎光一推進委員何かございますか。

推5番 ただいま山下敏郎委員の説明したとおりでございます。  
南には畠があり、高い建物もありませんので日当たりが良く住宅を建築するには向いていると思われます。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。  
続きまして、報告第1号農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。

【なしの声あり】

議長 次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 【付議案件4 「その他」に記載】

議長 質問、意見等あればお願いします。

【なしの声あり】

議長 以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局	閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、平成30年10月飯能市農業委員会総会を閉会します。



担当	担当	主査	主幹	局長	会長

# 平成30年11月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10名中 8名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 8名出席)</li> </ul>
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)</li> </ul>
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長が指名することで全委員異議なく 6 番 中里 元委員、7 番 綿貫幸進委員に決定した。</li> </ul>
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</li> <li>議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について</li> <li>議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</li> <li>議案第 4 号 非農地判定について</li> <li>議案第 5 号 農地利用状況調査に係る遊休農地判定（案）について</li> <li>報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について</li> <li>報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について</li> </ul>
4. そ の 他	<p><b>【1】平成 30 年度 入間地区 違反転用対策重点パトロールについて</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より日程等の説明を行った。</li> </ul> <p><b>【2】メッツアビレッジ視察について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より行程等の説明を行った。</li> </ul> <p><b>【3】農業委員会新年会について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より来月総会時、幹事より説明する旨を報告した。</li> </ul>

議長

それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

なお、本議案についての議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5－7に関する事項がございますので、あわせて審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしの声をいただきました。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長

はじめに、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

続いて、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての整理番号5－7をご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、整理番号3－1および整理番号5－7について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。

7番

整理番号3－1及び整理番号5－7について、11月23日現地調査しましたので、その状況を報告します。申請地は精明小学校より東に約2km行ったところの障害者施設の西側になります。現況は良く耕されており、いつでも耕作できる状況にあります。奥には立木がありましたが、現在は綺麗に伐採っていました。周りの畑への影響は無いと思われます。譲受人は社会福祉法人であり、社会福祉事業の一環で入居者の農作業用地として利用する目的で申請が出ております。作付計画書では、小麦の作付を計画しております。

また、整理番号5－7の駐車場としての利用も他の農地への影響もなく問題ないと考えます。

以上のことから、この申請に関して適当であると考えます。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、綿貫幸進委員の説明のとおりです。

譲受人は、飯能市大字川崎地内に障がい者福祉施設を運営しています。

今回、申請地を取得し、社会福祉事業の一環として農作業を開始したく申請するものでございます。同施設は就労継続支援B型及び生活介護の多機能事業所であり、利用者が携わる作業として菓子パン・調理パンの製造販売をしており、麦の栽培に取り組む計画をしています。

また通作に関してですが、施設の隣接地ですので、問題ありません。

こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、平成30年11月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについて御説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、農地法第3条第2項のただし書き及び農地法施行令第二条一項ハ及び農地法施行規則第十六条第一項に該当する社会福祉法人のため、機械の所有状況および作業員数に関する3条2項1号には該当しません。ただし、耕うん機1台の所有と1台のリース、バインダーおよびハーベスターをそれぞれ1台のリースと、その他必要な農機具を所有しています。また、農業者のアドバイザー1人および、職員3人ならびに、入所者20人の作業体制であるとの報告を受けています。

3つ目、生産法人関係なので、該当はございません。

4つ目、農地法第3条第2項のただし書き及び農地法施行令第二条一項ハ及び農地法施行規則第十六条第一項に該当する社会福祉法人のため、常時営農する要件である3条2項4号には該当しません。

5つ目、農地法第3条第2項のただし書き及び農地法施行令第二条一項ハ及び農地法施行規則第十六条第一項に該当する社会福祉法人のため、下限面積の要件である3条2項5号には該当しません。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

続きまして、農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-7について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、綿貫幸進委員の説明のとおりです。

譲受人の概要は整理番号3-1の説明と重複しますので、割愛させていただきます。

現在、既存の事業地では従業員の駐車スペースだけでも手狭となつており、入所者の駐車スペースや事業拡大に伴う来客者の駐車場を安全に確保することができないことから、申請地を駐車場敷地といたく申請をされたものです。

申請年月日は、平成30年11月5日、同日農業委員会受付となつています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であつて、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないとということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました、都築敏夫推進委員何かござりますか。

推6番

整理番号3-1の畠ですが、東側は社会福祉施設、西側は畠ですがかなりの段差があります。北側も段差があり、農地としては孤立している状況です。

整理番号5-7ですが東側は社会福祉施設、西側は住宅ですので、他の農地への影響はないものと考えます。

議長

同行して調査していただきました、柳戸光重推進委員何かござりますか。

推8番

綿貫幸進委員、都築敏夫推進委員の説明のとおりです。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調

査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、並びに議案第3号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－7について、何かご意見、ご質問等ございますか。

2番 整理番号3－1についてですが、農地法第3条による特例はどのようなものですか。

事務局 農地法施行令第2条第1項第1号のハに教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で農林水産省令で定めるものがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められることと規定されており、下限面積及び全部耕作要件は適用されないこととなります。

2番 取得面積の上限はありますか。

事務局 特にはございませんが、申請者の事業目的に則していることが前提となります。

議長 他にございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3－1について、許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。  
続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－7について許可すべきものとして賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達します。  
続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、審議を行います。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局長	<p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p><b>【議案書読み上げ】</b></p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、案件ごとに審議を行います。</p> <p>整理番号4－1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
推2番	<p>整理番号4－1について、11月22日に吉田勝紀委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。申請地は飯能駅南口を南へ進み、ガソリンスタンドの交差点を右折し、約500m進んだ先に申請地があります。申請地は地目畠227m<sup>2</sup>です。現況は、法面保護のためにキャラやツツジ等が植樹されています。キャラは樹齢100年以上経っていると思われます。農地転用による周辺農地への影響は特段無いと思われます。よってこの農地転用は適当であると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4－1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、持家に1人で生活しております。</p> <p>現在の居住地は申請地を挟んで県道富岡入間線が前面にあり、接道が無いため、進入路敷地が必要となります。また、県道とは高低差が3m近くあり、法面保護するための用地が必要となります。</p> <p>申請人は亡くなった夫から申請地を相続した際に、農地とは知らずに現況利用していた事を知りました。経緯については、県道富岡入間線が昭和35年に開通した際に、法面保護するために現況利用を開始したようです。</p> <p>そうしたことから、申請地を進入路敷地および法面保護用地として利用したく申請をされたものです。</p> <p>申請年月日は、平成30年11月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断で</p>

き、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての経費はございません。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりでした。  
以上です。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、何かご意見、ご質問等ござりますか。

5番 現況を農地に戻してから、農地転用するケースもあると思いますが、判断基準はあるのですか。

事務局 申請者が違反行為者でないこと、生活していく上で必要であること、現時点において適法に処理が出来ることといった点が判断材料になります。

なお、基本的には農地の状態に是正してから申請することになります。

議長 是正すると、土砂崩れを誘引する可能性も考えられますので、現状でやむを得ないと思われます。

他にご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、整理番号4-2について、地区担当委員の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。

7番

整理番号4-2について、11月23日に都築敏夫推進委員、柳戸光重推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字中居字石原地内にある畠2筆387m<sup>2</sup>でございます。

現況は、通路敷地および農業用倉庫敷地となっております。

なお、周辺農地への影響は特段無いと考えられます。

以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4-2について補足説明いたします。

現地の状況については、綿貫幸進委員の説明のとおりです。

申請地については、隣接する宅地への進入路敷地および、農業用倉庫の敷地として利用する計画が提出されています。

申請人は、将来の相続に向けて自己所有地の整理をしている際に、申請地を農地と知らずに現況利用している事を知りました。自宅については、申請地以外に接道はとれない状況です。

経緯については、昭和7年の父親の代の時に、隣接する宅地に父親の代に住居を建設した際に通路敷地として利用を開始し、昭和39年に母屋を新築した際に農業用倉庫を建築しました。以後通路敷地および農業用倉庫敷地として現況利用していました。

そのため、申請地を通路敷地及び農業用施設用地として利用したく申請するものです。

申請年月日は、平成30年11月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関する諸経費は発生しないとして関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、現況利用のため、当事業が、造成のみで事業に供されないことはございません。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました 都築敏夫推進委員何かございますか。

推6番 綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長 同行して調査していただきました 柳戸光重推進委員何かございますか。

推8番 綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4－2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4－2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、整理番号4－3について、地区担当委員の関谷英男委員に代わって松本健一委員より現地調査報告をお願いいたします。

1番

整理番号4－3について、落合久明推進委員と11月20日現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字平戸字夏地地内にある畠1筆241m<sup>2</sup>でございます。

現況は、住宅の一部および店舗敷地となっております。

なお、周辺農地への影響は特段無いと考えられます。

以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

補足説明いたします。

農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4－3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、松本健一委員の説明のとおりです。

申請地については、隣接する宅地を一体として住宅敷地および店舗敷地、その他に井戸用地と祠用地ならびに進入路の一部として利用する計画が提出されています。

申請人は、居住地に接道する市道の境界を確認する際に申請地が農地である事を知りました。

経緯については、昭和6年に父親が所有していた土地の一部を鉄道会社に提供し、駅が完成した時点で住宅敷地の一部となったそうです。また、その後の昭和30年に店舗が完成し、以後現況利用していました。

そのため、申請地を店舗及び住宅敷地として利用したく申請するものです。

申請年月日は、平成30年11月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「申請に係る農地からおおむね300メートル以内に鉄道の駅がある農地」と判断でき、第3種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関する諸経費は発生しないとして関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。  
6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。  
7つ目、現況利用のため、当事業が、造成のみで事業に供されないことはございません。  
8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。  
補足説明は以上です。

議長

同行して調査していただきました、落合久明推進委員何かございますか。

推4番

松本健一委員の説明のとおりです。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4－3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の整理番号4－3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

議長

【全員挙手】

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、案件ごとに審議を行います。

整理番号5－1の案件について審議いたします。

地区担当委員の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。

7番

整理番号5－1について、11月23日に都築敏夫推進委員、柳戸光重推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字宮沢字東地内にある畠一筆397m<sup>2</sup>です。  
現況は、保全管理されています。また、周囲に農地はございませんので、影響は特段無いと考えられます。  
以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。  
説明は以上です。

議長 事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局 補足説明いたします。  
申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。  
現地の状況については、綿貫幸進委員の説明のとおりです。  
申請人は、妻と子1人の3人でアパートを借りて生活をしております。  
現在の住居が手狭になったことから、新居へ移転することを予定しておりました。周辺環境および通勤圏内を考慮し、また実家のある大字宮沢地区内に居住を希望していたところ、義父の農地が借りられることとなったことから、申請地を住宅敷地としたく申請をされたものです。  
申請年月日は、平成30年11月5日、同日農業委員会受付となっています。  
次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。  
農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。  
次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。  
1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての建築費等に対し融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。  
2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。  
3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。  
4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、農業振興地域農用地指定除外済み、および開発行為許可申請が同時申請されていますが、特段問題ございません。  
5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、雑種地2筆を進入路敷地として利用します。  
6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。  
7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。  
8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。  
補足説明は以上です。

議長	同行して調査していただきました 都築敏夫推進委員何かございますか。
推6番	綿貫幸進委員の説明のとおりです。
議長	同行して調査していただきました 柳戸光重推進委員何かございますか。
推8番	綿貫幸進委員の説明のとおりです。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。 続きまして、整理番号5-2について、地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。
2番	整理番号5-2について、11月22日柏崎光一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は、大字下赤工字尾長地内の畠2筆314.03m <sup>2</sup> です。 現況は保全管理されています。 なお、周辺農地への影響は特段無いと考えられます。 以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。

申請人は、所沢市に持家で生活をしております。

自然環境や景観が良く、通勤圏内であるといった条件が成立する新居へ移転することを希望しておりました。

そうした中、今回の申請地の景観を気に入り、新居の各種条件とも合致しているため、住宅敷地としたく申請をされたものです。

申請年月日は、平成30年11月5日、同日農業委員会受付となっております。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し自己資金と融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました 柏崎光一推進委員何かございますか。

推5番 山下敏郎委員の説明のとおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、整理番号5－3について、地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番

整理番号5－3について、11月22日に柏崎光一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字唐竹字横道下地内にある畠2筆323m<sup>2</sup>でございます。

現況は、保全管理されています。

なお、周辺農地への影響は特段無いと考えられます。

以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。

申請人は、申請地に隣接する場所に住居兼花屋の事業地を構えています。同業者の事業を継承した上で管理する草花の量が膨大になり、自宅だけでは作業が困難になりました。そのため、資材置場敷地および駐車場敷地の確保が必要となったことから、申請地を資材置場敷地および駐車場敷地としたく申請をされたものです。

申請年月日は、平成30年11月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました 柏崎光一推進委員何かございますか。

推5番 山下敏郎委員の説明のとおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－3について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、整理番号5－4について、地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番 整理番号5－4について、11月22日柏崎光一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字唐竹字横道下地内にある畠2筆495m<sup>2</sup>です。

なお、譲渡人は整理番号5－3と同一となります。

農地の周囲は住宅に囲まれており、周辺農地への影響は特段無いと考えら

	れます。 以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－4について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、横浜市在住で相模原市に通勤をしております。</p> <p>自然環境に恵まれ、生活環境も良く、通勤圏内という条件で新居となる場所を探していました。</p> <p>そうした中、今回条件に合う申請地を譲り受けることができることとなつたことから、住宅敷地としたく申請をされたものです。</p> <p>申請年月日は、平成30年11月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p> <p>農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。</p> <p>次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。</p> <p>1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。</p> <p>2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。</p> <p>3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。</p> <p>4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。</p> <p>5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。</p> <p>6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。</p> <p>7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。</p> <p>8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	同行して調査していただきました、柏崎光一推進委員何かございますか。

推5番

山下敏郎委員の説明のとおりです。

議長

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、何かご意見、ご質問等ござりますか。

【なしの声あり】

議長

無いようでしたら、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-4について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、整理番号5-5について、地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番

整理番号5-5について、11月22日に柏崎光一推進委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字唐竹字横道下地内にある畠1筆310m<sup>2</sup>です。

現況は、保全管理されています。

農地の周囲は住宅に囲まれており、周辺農地への影響は特段無いと考えられます。

以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。

申請人は、横浜市在住で東京都中央区に通勤をしております。

以前より自然に恵まれ、生活環境も整い、通勤も可能となる場所への移住を希望しておりました。

そうした中、今回の申請地の景観を気に入り、新居の各種条件とも合致していることから、住宅敷地としたく申請をされたものです。

申請年月日は、平成30年11月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し自己資金にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査していただきました、柏崎光一推進委員何かございますか。

推5番 山下敏郎委員の説明のとおりです。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、何かご意見、ご質問等ござりますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-5について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、整理番号 5－6 について、地区担当委員から現地調査報告をしていただきますが、地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

整理番号 5－6 について、11月22日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字上畠字中堂地内にある畠1筆 257m<sup>2</sup>です。

申請地の周辺は、南側が県道、東側が市道、そして西側が譲受人の父親所有の車庫となっております。

なお、周辺農地への影響は特段無いと考えられます。

以上のことから、現地調査した結果では、特段問題ないと考えております。説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請の整理番号 5－6 について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野推進委員の説明のとおりです。

申請人は、妻の実家で子二人と義理の両親6人で暮らしています。

現在の手狭な住居環境から新居へ移転する予定をしておりました。周辺環境および通勤圏内を考慮し、また自身の実家も南高麗地区のため、住み慣れた学区に子ども達を進学させたく、同地区内で条件が一致する申請地を住宅敷地としたく申請をされたものです。

申請年月日は、平成30年11月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての建築費等に対し融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時に提出されていますが、特段問題はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。  
以上です。

ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、何かご意見、ご質問等ござりますか。

#### 【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-6について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

#### 【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第4号 非農地判定について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長 議案第4号 非農地判定について説明いたします。

#### 【資料読み上げ】

なお、詳細については担当から説明いたします。

事務局 それでは、議案第4号 非農地判定について、補足説明いたします。

今回の山林化した農地の非農地判定につきましては、全地区での判定が終了したのちに提出された意向確認書に基づく補足調査となります。本議案につきましては、原市場地区、東吾野地区、吾野地区において、追加要望がございましたので議案として提案させていただいたものです。

対象農地は3地区合計4筆、1,457m<sup>2</sup>です。本日、すべての対象農地が

	非農地判定となる案となります。 説明は以上です。
議長	本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。おひとりずつ、ご報告いただきたいと思います。 まず原市場地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。
2番	山の上に位置することから、重機が入れず、農地としての再生が見込めないため、非農地と判定しました。
議長	続いて東吾野地区担当委員代理の松本健一委員より現地調査報告をお願いいたします。
1番	農地が線路で分断されており、また、斜面となっており、農地としての再生が見込めないため、非農地と判定しました。
議長	続いて吾野地区担当委員の利根川哲委員より現地調査報告をお願いいたします。
5番	川に蚕食されており、また、重機が入れない状態のため、非農地と判定しました。
議長	同行して調査していただきました 柏崎光一推進委員、落合久明推進委員、大野次男推進委員、それぞれ何かござりますか。
推5番	山下敏郎委員の説明のとおりです。
推4番	松本健一委員の説明のとおりです。
推3番	利根川哲委員の説明のとおりです。
議長	ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ございますか。
	【なしの声あり】
議長	無いようでしたら、非農地とすることで、賛成の方は举手願います。

## 【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については非農地とすることとしたします。

続きまして、議案第5号 農地利用状況調査に係る遊休農地判定について、審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

議案第5号 農地利用状況調査に係る遊休農地判定（案）について説明いたします。本件については、事前に現地確認をしていただいた、合計307筆190,247.86m<sup>2</sup>について判定するものでございます。

詳細については、担当から説明いたします。

事務局

それでは、議案第5号 農地利用状況調査結果に係る遊休農地判定（案）について、補足説明いたします。

農地法第30条により農業委員会は、毎年一回、管内の農地利用状況調査を行わなくてはならないとあって、同第32条第一項1号または2号に該当する場合は遊休農地として判定するものとなっています。

今年度、6月から農地利用状況調査を開始させていただき、9月から10月にかけて農業委員および農地利用最適化推進委員に現地調査による最終判定をいただきました。本議案はその判定結果をご確認いただき、年度末の点検評価、及びその他各種調査報告に提出する遊休農地判定の結果として承認いただくものです。

続きまして、遊休農地判定の基準についてご説明申し上げます。

1号遊休農地とは、1年以上耕作されておらず、かつ今後も耕作される見込みのない再生利用が可能な農地とされています。2号遊休農地とは、周辺地域の農地と比較して利用の程度が著しく劣っている再生利用が可能な農地とされています。

続いて、判定結果についてご報告します。

1号遊休農地としては全地区283筆、18.2haです。

2号遊休農地としては全地区24筆、0.83haです。

遊休農地合計307筆、19.03haの結果となりました。

平成29年度347筆、19.7haに対して、0.67ha減少の結果となります。なお、管内農地面積については、年度末に確定し、点検評価の際にご報告いたします。

それでは、農地利用状況調査結果に基づく遊休農地判定について、ご審議のほどよろしくお願ひ致します。

議長

本案件について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。特段何かございましたらご報告願います。

**【なしの声】**

議長 無いようでしたら、今年度の遊休農地判定を、承認の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議長 全員賛成でございますので、本件については遊休農地として判定とすることといたします。

続きまして、報告第1号 農地法第4条の規定による届出について、報告第2号 農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願いいたします。

**【なしの声あり】**

議長 次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。

**【付議案件4 「その他」に記載】**

議長 質問、意見等あればお願いします。

**【なしの声あり】**

議長 以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。

事務局 閉会を会長から申し上げます。

会長 以上をもちまして、平成30年11月飯能市農業委員会総会を閉会します。



担当	担当	主査	主幹	局長	会長

# 平成30年12月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10 名中 8 名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9 名中 9 名出席)</li> </ul>
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)</li> </ul>
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長が指名することで全委員異議なく 9 番大久保博司委員、10 番山下富司委員に決定した。</li> </ul>
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</li> <li>議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</li> <li>議案第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について</li> <li>議案第 4 号 農用地利用集積計画（案）について</li> <li>報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について</li> <li>報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について</li> </ul>
4. そ の 他	<p>【1】平成 31 年度農業委員会総会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より次年度の総会日程を報告した。</li> </ul> <p>【2】農業委員会新年会について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幹事より、日程等について報告した。</li> </ul>
5. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 2 時 50 分)</li> </ul>

議長	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局より、説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
7番	<p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、12月20日に山下富司委員、都築敏夫推進委員、柳戸光重推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は、大字下加治字郷路地内にございます。</p> <p>農地の現状は、作付けはされておりませんが、綺麗に耕うん管理されておりました。</p> <p>譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるとのことです。</p> <p>譲受人の所有地については、全て耕作をされており、主にサトイモおよびじゃがいもを中心にを作付けしているとのことです。</p> <p>譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではサトイモおよびじゃがいもなどを作付けするとのことです。</p> <p>また、通作については自宅から車で約10分ほどとのことです。</p> <p>現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思います。以上です。</p>
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況につきましては、綿貫幸進委員の説明のとおりです。</p> <p>譲受人は、大字落合にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。</p> <p>譲受人は、露地や水稻を中心に作付けしております。</p> <p>所有農地の内、貸付地を除く11,450m<sup>2</sup>については、適性に管理されております。</p>

また、通作に関してですが、車で10分程度ですので、容易にできると考えます。

こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、平成30年12月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター2台、コンバイン1台、冷蔵庫3台、耕うん機6台、軽自動車1台を所有しております、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました山下富司委員何かございますか。

10番 綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長 同行して現地調査していただきました都築敏夫推進委員何かございますか。

推6番 綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長 同行して現地調査していただきました柳戸光重推進委員何かございますか。

推8番 綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なし】

議長

なしとのことですので、本件について許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。  
続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2の案件について審議いたします。

地区担当推進委員の落合久明推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推4番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について、12月20日関谷英男委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字白子字上白子地内にございます。

農地の現状は、露地野菜が作付けされており良好に管理されておりました。

譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるとのことです。

譲受人の所有地については、全て耕作をされており、主にじゃがいも、栗、梅を中心にを作付けしているとのことです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではじゃがいも、葱、大根、里芋、梅、栗などを作付けするとのことです。

また、通作については自宅から徒歩で約1分ほどとのことです。

以上、現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思思います。

以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、落合久明推進委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字白子にて農業経営を行っており、農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人は、露地野菜およびじゃがいも、栗、梅を中心に作付けしております。

所有農地5, 376. 49 m<sup>2</sup>については、適性に管理されております。

また、通作に関してですが、徒歩1分程度ですので、容易にできると考えます。

こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、平成30年12月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、必要な農機具は所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の5aを申請地と所有地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました関谷英男委員何かございますか。

3番 落合久明推進委員の説明のとおりです。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

5番 謙受人に後継者はいますか。

事務局 生計を同一にする妻および息子が、農業経営に携わっています。

議長 その他、何かございますか。

【なし】

議長 なしとのことですので、本件について許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

	<p>続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局長	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1の案件について審議いたします。</p> <p>地区担当委員の大久保博司委員より現地調査報告をお願いいたします。</p>
9番	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、12月20日に野口栄一推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。</p> <p>申請地は大字阿須字上河原地内にございます。</p> <p>農地の現状は、陸田の畦道の一部で耕作はされておらず、保全管理されていました。</p> <p>周辺農地への影響ですが、畦道の一部であり影響はないものと考えます。</p> <p>申請理由としては、申請地の南側に隣接した陸田を譲受人が耕作管理しており、軽トラックの搬入出のために農業用通路用地として整備することです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局から補足説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について補足説明いたします。</p> <p>申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。</p> <p>現地の状況については、大久保博司委員の説明のとおりです。</p> <p>申請人は、大字阿須で農業経営を営んでいます。</p> <p>平成28年5月2日告示で利用権設定された申請地の南側に隣接する農地に関して、収穫物の搬入出の為の農業用通路敷地が必要になった事から申請をされたものです。</p> <p>申請年月日は、平成30年12月5日、同日農業委員会受付となっています。</p> <p>次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。</p>

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、所有権移転贈与かつ自前で施工するため、新たな資金は発生しません。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました野口栄一推進委員何かございますか。

推7番 大久保博司委員の説明のとおりです。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なし】

議長 なしとのことですので、本件について許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2の案件について審議いたします。

地区担当委員の山下敏郎委員より現地調査報告をお願いいたします。

2番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、12月20日に柏崎光一推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字赤沢字中赤沢地内にございます。

農地の現状は、宅地に囲まれており、保全管理されていました。

周辺農地への影響ですが、宅地に囲まれているため影響はないものと考えます。

申請理由としては、申請地の南側に隣接した宅地で塗装業を営んでおり、申請地を資材置場として利用したく申請したことです。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下敏郎委員の説明のとおりです。

申請人は、申請地南側に隣接した住居に居住し塗装業を個人経営しています。

他県で借り受けていた資材置場を返却することになり、近隣で借り受けている資材置場が既に手狭な状態にあることから、今後の業務効率化と資材の安全な配置による保管を考慮して自宅付近にある申請地を資材置場としたく申請をされたものです。

申請年月日は、平成30年12月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、全て自己資金にて賄うということで、関係書類を確認しております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないとということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。  
6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。  
7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。  
8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。  
補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました柏崎光一推進委員何かございますか。

推5番 山下敏郎委員の説明のとおりです。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なし】

議長 なしとのことですので、本件について許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局長 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。なお、詳細については担当から説明いたします。

事務局 議案第3号 相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請番号1番について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

租税特別措置法第70条の6により、農業を営んでいた被相続人又は特定貸付けを行っていた被相続人から一定の相続人が一定の農地等を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その取得した農地等について相続人が農業の継

	<p>続又は特定貸付けを行っている場合に限り、その納税が猶予されます。</p> <p>ここにおける特例農地の要件における農地等とは、農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない農地、かつ市街化区域においては都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地を指します。</p> <p>申請地は相続人の住宅に隣接しており、計3,544m<sup>2</sup>の農地法第32条第1項の遊休農地に該当しない生産緑地地区内にある農地です。</p> <p>現地については、ジャガイモ、長ネギ等の露地野菜を作付けおよび耕耘管理されており、良好に管理しております。</p> <p>以上のことから、本件は相続税納税猶予に関する適格者証明書を交付することで問題ないと考えられます。</p> <p>補足説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第3号 相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請番号1番について、担当農業委員及び推進委員にも調査をしていただいております。はじめに、大久保博司委員に調査報告をお願いします。</p>
9番	<p>議案第3号相続税納税猶予に関する適格者証明願の申請番号1番の大字岩沢字上野および大字岩沢字加能理について、現地調査を行いました。</p> <p>相続人の居住地に隣接した農地です。綺麗に管理が行われておりました。全く問題ないと思います。</p>
議長	<p>同行して現地調査していただきました野口栄一推進委員何かござりますか。</p>
推7番	<p>大久保博司委員の説明のとおりです。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。</p>
	<p>【なし】</p>
議長	<p>なしとのことですので、議案第3号相続税納税猶予に関する適格者証明願の申請番号1番について、証明書を発行することで賛成の方は、挙手を願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第3号相続税納税猶予に関する適格者証明書についての申請番号1番については、相続税の納税猶予に関する適格者の証明を発行することいたします。</p>

続きまして、議案第4号農用地利用集積計画（案）について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第4号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。なお、詳細については担当から説明いたします。

事務局

ご説明いたします。

農用地利用集積計画につきましては、市の計画となります。農業委員会で意見決定後、告示後の効力が生じます。

整理番号1の方は、市内バーベキュー場の運営事業者です、市民農園の運営や、指定管理施設の受託等をおこなっています。

この度、バーベキュー場の利用者自らが、収穫体験して食事する事業展開のために申請地を利用したく、申請したのことです。

整理番号2の方は、平成29年3月に明日の農業担い手育成塾を卒塾し、4月から飯能市に新規就農しました。経営作物としては、主にエダマメ、ブロッコリー等です。販路は主にスーパーでの販売を確保しています。大字川崎字ヤタリの2筆については簡易なビニールハウスを設置して利用する意向が示されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、整理番号1および整理番号2ともに認められると判断されます。

また、この農用地利用集積計画ですが、担い手の農地の集積、集約など農業委員及び推進委員の重要な仕事となります。今回は整理番号2について、山下富司委員に斡旋を行っていただきました。

説明は以上です。

議長

それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

推2番

整理番号1の方は他に同様の事業展開をしているのですか。

事務局

他県で同様の施設を2か所運営しています。

議長

その他、何かございますか。

	<b>【なし】</b>
議長	なしとのことですので、本件について承認することで賛成の方は挙手願います。
	<b>【全員挙手】</b>
議長	全員賛成ですので、承認することといたします。 次に報告第1号農地法第4条の規定による届出について、報告第2号農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願いいたします。
	<b>【なし】</b>
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移ります。
	<b>【付議案件4 「その他」に記載】</b>
議長	以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男会長職務代理にお願いいたします。
会長職務代理	以上で、平成30年12月総会を閉会いたします。



担当	担当	主査	主幹	局長	会長

# 平成31年1月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10 名中 10 名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9 名中 9 名出席)</li> </ul>
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)</li> </ul>
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長が指名することで全委員異議なく 1 番 松本健一委員、2 番 山下敏郎委員に決定した。</li> </ul>
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</li> <li>議案第 2 号 農用地利用集積計画（案）について</li> <li>報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について</li> <li>報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について</li> </ul>
4. そ の 他	<p>【1】平成 31 年度農業委員会総会の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より平成 31 年度の総会の日程と開催場所について報告を行った。</li> </ul> <p>【2】農のある暮らし飯能住まい制度の実績について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より報告を行った。</li> </ul> <p>【3】生産緑地の斡旋について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より説明を行い、斡旋を行ってもらうよう依頼をした。</li> </ul> <p>【4】農地利用最適化推進 1・1・1 運動に係る活動について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より案についての説明を行い全会一致で承認された。</li> </ul>

議長	それでは、議事に入ります。次第に沿って順次進めてまいりますので、議事が円滑に進みますようご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。 それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 <b>【議案書読み上げ】</b> 説明は以上です。
議長	それでは、案件ごとに審議を行います。 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について審議いたします。 地区担当委員から現地調査報告をしていただきます。地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推2番	整理番号5-1について、1月19日に吉田勝紀委員と現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字下畠字宮倉地内にございます。 農地の状況は、作付けはありません。小さな雑草がわずかに生えているだけで、綺麗に管理がされている状況がありました。 南側、西側は道路が入っており、北側は譲渡人の農地がありますが、約8mの高低差がありますので、日当たりには問題ないかと思います。住宅の建築予定とのことで周辺も住宅地となっております。 東側は譲受人の道路敷地となっております。 以上のことから、周辺農地への影響は特段ないものと考えます。 なお、譲受人については飯能住まい制度を利用し市外から転居してくるようです。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。 申請人は、現在借家にて妻と長女の三人で生活しております。 以前から一戸建ての住宅を建築したいと考えております。

育てをしながら家庭菜園を営むことができる居住地を探していたとのことです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

申請年月日は、平成31年1月7日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はありません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、隣地を住宅敷地の一部として利用します。地目は宅地となります。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。  
補足説明は以上です。

議長 同行して調査しましたが、きれいに管理されておりました。  
以上です。

議長 ただいまから質疑に入らせていただきます。担当委員、推進委員の現地調査報告及び事務局から補足説明のあった議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、何かご意見、ご質問等ございますか。

【なしの声あり】

議長 無いようでしたら、議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号農用地利用集積計画（案）について審議を行います。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第2号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>以上です。</p> <p>なお、詳細は担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>説明いたします。</p> <p>それでは、議案第2号 農用地利用集積計画（案）について説明いたします。</p> <p>整理番号1番の方についてご説明いたします。</p> <p>借受人は、平成29年4月から飯能市に新規就農した方です。</p> <p>経営作物としては、主にエダマメ、ブロッコリーほかの露地野菜でございます。</p> <p>販売方法として、主にスーパーでの販売を行っております。</p> <p>続いて、整理番号2番の方についてご説明いたします。</p> <p>借受人は大河原工業団地内に工場を構える企業であり、既に大字上畠にて農業経営を行っております。</p> <p>建設資材のリース業を行っているため、農業用ハウスの資材にも活用でき、初期投資も抑えられるため、施設園芸として、高床式砂栽培農法を行っております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかについてですが、適合するものと判断されます。</p> <p>次に、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。</p> <p>同じく同号のロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を確認しますと、認められると判断されます。</p> <p>以上のことから、特に不許可に該当するものはありません。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまから質疑に入らせていただきます。何かご意見、ご質問等ござりますか。</p> <p>【なしの声あり】</p>

議長	なしとのことですので、承認することに賛成の方は、挙手願います。
	<b>【全員挙手】</b>
議長	全員賛成でございますので、承認することといたします。 続きまして、報告第1号農地法第4条の規定による届出について、報告第2号農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願いいたします。
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	次に、その他に移らせて頂きます。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<b>【付議案件4「その他」に記載】</b>
議長	質問、意見等あればお願いします。
	<b>【なしの声あり】</b>
議長	以上をもちまして、予定されました議案の審議等が、全て終了いたしましたので、議長の職を降ろさせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男会長職務代理から申し上げます。
会長職務代理	以上をもちまして、平成31年1月飯能市農業委員会総会を閉会します。

担当	担当	主査	主幹	局長	会長

## 平成31年2月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10名中 10名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9名中 9名出席)</li> </ul>
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長より開会を宣言した。(午後 1時 30分)</li> </ul>
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長が指名することで全委員異議なく 3番 関谷英男委員、4番 平井純子委員に決定した。</li> </ul>
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>・議案第3号 農用地利用集積計画(案)について</li> <li>・議案第4号 認定農業者の認定について</li> <li>・報告第1号 農地法第3条の規定による中間管理事業届出について</li> <li>・報告第2号 農地法第4条の規定による農地転用届出について</li> <li>・報告第3号 農地法第5条の規定による農地転用届出について</li> <li>・報告第4号 農地法第5条の規定による農地転用届出の取消について</li> </ul>
4. 閉 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後 3時 00分)</li> </ul>

議長

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議を行います。

なお、本議案については、報告第1号農地法第3条の規定による中間管理事業届出について、関連する事項がございますので、あわせて報告させていただきます。

よろしいでしょうか。

【なし】

議長

なしの声をいただきました。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局長

まず、報告第1号農地法第3条の規定による中間管理事業届出について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

続いて、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1の案件について審議いたします。

地区担当委員の綿貫幸進委員より現地調査報告をお願いいたします。

7番

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1について、2月21日に山下富司委員、都築敏夫推進委員、柳戸光重推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は、大字下加治字郷路地内にございます。

農地の現状は、保全管理されておりました。

譲受人は、農業経営の拡大のために申請されるとのことです。

譲受人の借受地については、全て耕作をされており、主に露地野菜を中心には作付けしているとのことです。

譲受人からは、申請地における作付け計画書が提出されており、計画ではニンジンおよび大根などを作付けすることです。

また、通作については自宅から車で約10分ほどとのことです。

現地調査をしたところでは、この所有権移転は特段問題ないと思いま

す。

以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1および関連する事項として農地法第3条の規定による中間管理事業報告の整理番号中間管理3-1について補足説明いたします。

まずは、報告第1号農地法第3条の規定による中間管理事業報告の整理番号中間管理3-1についてご説明いたします。

農地法第3条の許可の例外として、農地法第3条第1項のただし書き13号により、埼玉県農地中間管理機構に指定されている公益社団法人農林公社は、農業経営基盤強化促進法第7条第1号の事業を実施するため、事前に市の農業委員会に届出をする事で農地の取得ができます。取得した農地は速やかに担い手農家への所有権移転を行う農地法第3条の許可申請を申請する事となっており、今月の農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1で申請をされています。農地中間管理機構の特例事業として、譲渡人に譲渡所得税の特別控除が適用され、譲受人に登録免許税及び不動産取得税の軽減が適用されます。

続いて、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の整理番号3-1についてご説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況につきましては、綿貫幸進委員の説明のとおりです。

譲受人は、大字下加治他にて農業経営を行っており、その農業経営の拡大をしたく申請するものでございます。

譲受人は、ニンジン、白菜、サツマイモ、大根ほか露地野菜を中心に行なっています。

借入地8,296m<sup>2</sup>については、適性に管理されております。

また、通作に関してですが、車で10分程度ですので、容易にできると考えます。

こうしたことから、申請農地を譲り受けるため申請するものです。

申請年月日は、平成31年2月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、審査基準のうち該当する6つについてご説明します。

1つ目、申請農地の小作人の有無については、特にございません。

2つ目、機械の所有状況ですが、トラクター1台、管理機1台、マルチヤー1台、農業用トラック1台、洗浄機1台、ハンマーナイフモア1台、刈払機1台を所有しております、その他の必要な農機具を所有しております。

3つ目、生産法人関係なので、該当ありません。

4つ目、権利を取得する者が常時農作業に従事すると認められ、3条2項4号には該当しません。

5つ目、取得者の農地面積は、取得要件であるこの地域の下限面積の50aを申請地と借受地を合せて超えることから、取得要件を満たしております。

6つ目、申請人が権利取得後に、農地の集団化、効率化、その他周辺農地への支障は生じないものと考えられます。

説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました山下富司委員何かございますか。

10番 綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長 同行して現地調査していただきました都築敏夫推進委員何かございますか。

推6番 綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長 同行して現地調査していただきました柳戸光重推進委員何かございますか。

推8番 綿貫幸進委員の説明のとおりです。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なし】

議長 なしとのことですので、本件について許可するものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可するものとします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

【議案書読み上げ】

説明は以上です。

議長

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1の案件について審議いたします。

地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。

推2番

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について、2月21日に吉田勝紀委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字下畠字渡戸原地内にございます。

農地の現状は、保全管理されていました。

周辺農地への影響ですが、東西が宅地に囲まれており、南側は山林および墓地、北側は県道富岡入間線に接しているため、特段の影響はないものと考えます。

申請理由としては、飯能住まい制度を利用して住宅敷地としたく申請するものです。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-1について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。

申請人は、現在入間市内の持家にて妻と二人で生活をしております。

以前から宅地内で家庭菜園を営んでいましたが、菜園スペースが20m<sup>2</sup>と狭く、また宅地と前面道路の高低差が階段13段分あり、家庭菜園用の飼料等の持ち運びにも苦慮していました。そのため、広い敷地で家庭菜園が営める居住地を探していたとのことです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。

飯能住まい制度としては10件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、平成31年2月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、自己資金および融資にて賄うということで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済ならびに開発行為許可申請が同時にされており、特段問題はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。持家については、両親の居住地とする事の誓約書が提出されています。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長 同行して現地調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

【なし】

議長 なしとのことですので、本件について許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長 全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2の案件について審議いたします。

地区担当委員の山下富司委員より現地調査報告をお願いいたします。

10番 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について、2月21日に綿貫幸進委員、都築敏夫推進委員、柳戸光重推進委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。

申請地は大字双柳字甲新田地内にございます。

農地の現状は、綺麗に耕うん管理されていました。

周辺農地への影響ですが、周囲に宅地が隣接しており、北側に耕耘管理された畑が隣接していますが、特段の影響はないものと考えます。

申請理由としては、現居住地が手狭なため、新たな移住先を検討していたところ、申請者の妻方の祖父所有の申請地を譲り受けることができることになったことから、住宅敷地となく申請したことです。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5-2について補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、山下富司委員の説明のとおりです。

申請人は、現在大字岩沢地内のアパートにて妻と子の三人で生活をしております。また、申請者の妻が妊娠中であり近く四人暮らしとなります。以前から現在の居住地では手狭な環境にあり移住先を探していました。子供の教育のため少人数学級を希望しており、申請地と同じ地区に在住する妻方の実家の手助けも受けられる小学校の学区内に居住したいと考えていました。そこで妻方の祖父が所有する申請地を住宅敷地となく申請をされたものです。

申請年月日は、平成31年2月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって」、「おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域にある農地」と判断でき、第1種農地に該当します。第1種農地の不許可の例外として「地域の農業の振興に資する施設として掲げるもの」のなかで「周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されているもの」であって「集団的に存在する農地をさん食し、又は分断するおそれがない」ものであって「既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と認められるもの」と判断できます。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての建築費等に対し、融資にて対応することで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、開発行為許可申請が同時にされており、特段の問題はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました綿貫幸進委員何かございますか。

7番 山下富司委員の説明のとおりです。

議長 同行して現地調査していただきました都築敏夫推進委員何かございますか。

推6番 山下富司委員の説明のとおりです。

議長 同行して現地調査していただきました柳戸光重推進委員何かございますか。

推8番 山下富司委員の説明のとおりです。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

2番 農地の集団化に影響が出ませんか。

事務局 申請地は第1種農地の縁辺部にあり、周囲を宅地に囲まれているため、農地の集団化に影響はないものと考えられます。

議長 その他、何かございますか。

【なし】

議長 なしとのことですので、本件について許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長	<p>全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号農用地利用集積計画（案）について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>議案第3号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。なお、詳細については担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。</p> <p>農用地利用集積計画につきましては、市の計画となります。農業委員会で意見決定後、告示後の効力が生じます。</p> <p>整理番号1の申請者は、申請者とその夫の二人で農業に従事する計画が示されております。申請者の夫は農業高校を卒業後、20代で食品加工会社に従事したのち飯能市に移住しました。また、飯能市内の農業法人でも雇用されており、飯能市農業青年会議所へ加入する意向が示されております。経営作物としては、主にシソ、いちご、エダマメ、茄子等です。販路としては、レストランへの販売を予定しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、認められると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ござりますか。</p> <p>【なし】</p>
議長	<p>なしとのことですので、本件について承認することで賛成の方は挙手願います。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成でありますので、承認することといたします。</p> <p>続きまして、議案第4号 認定農業者の認定について審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局長	<p>議案第4号 認定農業者の認定について説明いたします。</p> <p>【議案書読み上げ】</p> <p>説明は以上です。なお、詳細については担当から説明いたします。</p>
事務局	<p>説明いたします。</p> <p>農業経営改善計画は、現在の農業経営から5年後の農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画です。</p> <p>今回の申請者は、奥様とご両親の4人で、主に施設でのトマト栽培のほか、ニンジン、サトイモ、ほうれんそう等の露地野菜を栽培しております。</p> <p>新規就農を目指す方の研修先となるべく、自らの農業経営を見直し、5年後の経営改善目標を計画され認定農業者の申請をされたものです。</p> <p>今回の申請は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の第1号、農業経営改善計画の内容が基本構想に照らし適切なものであるかですが、適切であると判断されます。</p> <p>次に、第2号の、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適合なものであるかですが、適合するものであると判断されます。</p> <p>また、今回の計画の達成も見込まれると判断されます。</p> <p>以上のことから、認定するに値する計画です。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ござりますか。</p>
	<p>【なし】</p>
議長	<p>なしとのことですので、本件について承認することで賛成の方は挙手願います。</p>
	<p>【全員挙手】</p>
議長	<p>全員賛成ですので、承認することといたします。</p> <p>次に報告第2号農地法第4条の規定による農地転用届出について、報告第3号農地法第5条の規定による農地転用届出について、報告第4号農地法第5条の規定による農地転用届出の取消について、ご確認していただき、質問等あればお願いいいたします。</p>
	<p>【なし】</p>
議長	<p>なしとのことです。</p>

	以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男会長職務代理にお願いいたします。
会長職務代理	以上で、平成31年2月総会を閉会いたします。

担当	担当	主査	主幹	局長	会長

## 平成31年3月 飯能市農業委員会総会議事録

付 議 案 件	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>事務局長より出席状況を報告。(農業委員 10 名中 10 名出席により成立) (農地利用最適化推進委員 9 名中 9 名出席)</li> </ul>
1. 開 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>会長より開会を宣言した。(午後 1 時 30 分)</li> </ul>
2. 議事録署名委員の指名	<ul style="list-style-type: none"> <li>議長が指名することで全委員異議なく 5 番利根川哲委員、6 番中里元委員に決定した。</li> </ul>
3. 議 事 (内容は別紙)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について</li> <li>議案第 2 号 農用地利用集積計画（案）について</li> <li>報告第 1 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設の届出について</li> <li>報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について</li> </ul>
4. そ の 他	<p><b>【1】農業振興地域整備計画の変更について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>委員及び担当推進委員が現地調査を行い、審議した結果、全会一致で異議なしとして決定した。</li> </ul> <p><b>【2】平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事務局より説明を行い平成 31 年 4 月総会までに意見を集め、令和元年 5 月総会の議案とすることとした。</li> </ul>

- 【3】農地利用最適化推進業務に係る重点推進地区での活動について  
・委員及び担当推進委員から活動の進捗状況および結果について報告を行った。
5. 閉会
- ・会長職務代理より閉会を宣言した。 (午後3時00分)



議長	それでは、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、審議を行います。 事務局より、説明をお願いします。
事務局長	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。 <b>【議案書読み上げ】</b> 説明は以上です。
議長	それでは、案件ごとに審議を行います。 議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1の案件について審議いたします。 地区担当委員は私ですので、代わって内野博司推進委員より現地調査報告をお願いいたします。
推2番	議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について、3月19日に吉田勝紀委員とともに現地調査しましたので、その状況を報告します。 申請地は大字下畠字渡戸原地内にございます。 農地の現状は、耕作はされておらず、保全管理されていました。 周辺農地への影響ですが、東側に宅地が隣接しており、北側に茶畠が隣接していますが、特段の影響はないものと考えます。 申請理由としては、飯能住まい制度を利用して住宅敷地としたく申請するものです。 説明は以上です。
議長	事務局から補足説明をお願いいたします。
事務局	議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1について補足説明いたします。 申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。 現地の状況については、内野博司推進委員の説明のとおりです。 申請人は、現在東京都板橋区内の賃貸マンションにて妻と二人の子供で生活しております。 以前から家庭菜園を営みたく、家も手狭なため転居を検討していたとのことです。そこで今回飯能住まい制度を活用し、土地所有者の了承も得られたことから申請をされたものです。 飯能住まい制度としては11件目の認定となります。類型は家庭菜園型での認定となります。

申請年月日は、平成31年3月5日、同日農業委員会受付となっています。次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「農用地区域内にある農地以外の農地であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地」と判断でき、第2種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての土地購入費等に対し、自己資金および融資にて賄うということで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないとということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、優良田園住宅建設計画認定済ならびに開発行為許可申請が同時にされており、特段問題はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、該当はありません。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。

説明は以上です。

議長 同行して現地調査しましたが、内野博司推進委員の説明のとおりです。それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

2番 申請地内の東西に細い筆は、どのような意図で分筆されているのでしょうか。

事務局 申請地の西側に隣接した市道4-1号線から水道管を引き込む為に分筆されたものです。

5番 車両の進入路は西側と東側の道路のどちらになりますか。

事務局 申請地の東側に隣接した市道4-12号線が進入路となります。

議長 その他、何かございますか。

【なし】

議長

なしとのことですので、本件について許可すべきものとして賛成の方は、  
挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書  
を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5  
－2の案件について審議いたします。

地区担当推進委員の落合久明推進委員より現地調査報告をお願いいたし  
ます。

推4番

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－2につい  
て、3月19日に関谷英男委員とともに現地調査しましたので、その状況  
を報告します。

申請地は大字平戸字夏地地内にございます。

農地の現状は、綺麗に耕うん管理されていました。

周辺農地への影響ですが、周囲に宅地が隣接しており、北側に耕うん管理  
された畑が隣接していますが、特段の影響はないものと考えます。

申請理由としては、隣接した宅地と一体利用して住宅敷地としたく申請す  
るものです。

説明は以上です。

議長

事務局から補足説明をお願いいたします。

事務局

議案第1号農地法第5条の規定による許可申請の整理番号5－1につい  
て補足説明いたします。

申請者、申請地、目的は議案書のとおりとなっております。

現地の状況については、落合久明推進委員の説明のとおりです。

申請人は、深谷市の賃貸マンションにて妻と子の三人で生活をしておりま  
す。実家の両親の看護をする為に、実家の宅地内で住宅建設を予定していた  
ところ、農地の一部を利用する必要が生じたため、住宅敷地の一部としたく  
申請をされたものです。

申請年月日は、平成31年3月5日、同日農業委員会受付となっています。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

農地区分は、「申請に係る農地からおおむね300メートル以内に鉄道の  
駅がある農地」と判断でき、第3種農地に該当します。

次に、転用に関する8つの審査基準について御説明します。

1つ目、転用行為に必要な資力信用ですが、今回の申請に関しての経費に対し、自己資金および融資にて賄うことで関係書類等の確認をしております。

2つ目、利害関係人の同意ですが、本申請地について、小作人等はおりません。

3つ目、許可後の実効性ですが、聞き取り等から判断して、実効されないということはないと考えております。

4つ目、申請事業の施工に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みですが、特段各課から指示等はございません。

5つ目、他の土地と一体利用の見込みですが、申請地に隣接した宅地と一体利用の計画が示されており、隣接した宅地は貸渡人所有地であり、内269m<sup>2</sup>を住宅敷地として一体利用する見込みです。

6つ目、利用面積ですが、配置図等から判断して妥当と考えます。

7つ目、聞き取り等から、当事業が、造成のみで事業に供されないことはないと考えております。

8つ目、周辺農地への影響ですが、特段問題ないと考えております。  
補足説明は以上です。

議長 同行して現地調査していただきました関谷英男委員何かございますか。

3番 落合久明推進委員の説明のとおりです。

議長 それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。

2番 車両は北側に隣接した道から進入するのでしょうか。公園を見る限りは幅員が狭いように感じられます。

事務局 車両は西側の宅地と隣接した東吾野駅側から侵入します。車両置場は西側の宅地に設置します。

議長 その他、何かございますか。

【なし】

議長 なしとのことですので、本件について許可すべきものとして賛成の方は、挙手を願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成でございますので、本件については許可すべきものとし、意見書を付して県に進達いたします。

続きまして、議案第2号農用地利用集積計画（案）について、審議いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局長

議案第2号農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。

**【議案書読み上げ】**

説明は以上です。なお、詳細については担当から説明いたします。

事務局

ご説明いたします。

農用地利用集積計画につきましては、市の計画となります。農業委員会で意見決定後、告示後に効力が生じます。

整理番号1の方は、平成25年3月より無施肥無農薬の自然栽培で、固定種の野菜を露地栽培で営農販売しています。経営作物としては、トマト、ナス、キュウリ、ニンジン、ネギ、ダイコン、ホウレンソウ、いも、大豆、麦等です。他に野菜の苗の販売や、収穫体験イベント等も行っています。

整理番号2の方は、平成28年3月に明日の農業担い手育成塾を卒塾し、平成28年4月に飯能市で新規就農しました。経営作物としては、ニンジン、サツマイモ等の露地野菜です。販路は主にスーパーへ出荷しています。

整理番号3の方は、平成29年3月に明日の農業担い手育成塾を卒塾し、平成29年4月に飯能市で新規就農しました。経営作物としては、主にエダマメ、ブロッコリー等です。販路は主にスーパーへ出荷しています。

整理番号4の方は、平成30年3月に明日の農業担い手育成塾を卒塾し、4月に飯能市で新規就農した方です。経営作物としては、主にネギ、エダマメ、ブロッコリー等です。販路は主にスーパーへ出荷しています。

整理番号5の方は、大字上直竹下分および大字久須美地内で農業経営を行っています。主にネギ、ダイコン、落花生等の作付計画が提出されております。

整理番号1から整理番号5まで全て利用権設定の更新による申請となります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであるかですが、適合するものと判断されます。次に、第2号のイ、農用地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるかどうかについては、認められると判断されます。ロ、耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められるかどうかについては、現状を見ますと、整理番号1から整理番号5すべて認められると判断されます。

説明は以上です。

議長	それでは、質疑に入らせていただきます。質問、意見等ございますか。
	【なし】
議長	なしとのことですので、本件について承認することで賛成の方は挙手願います。
	【全員挙手】
議長	全員賛成ですので、承認することといたします。 次に報告第1号農地法第4条の規定による農業用施設の届出について、報告第2号農地法第5条の規定による届出について、ご確認していただき、質問等あればお願ひいたします。
	【なし】
議長	なしとのことですので、次にその他事項に移ります。
	【付議案件4 「その他」に記載】
議長	以上で、予定された全ての議案が終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。
事務局	閉会を関谷英男会長職務代理にお願いいたします。
会長職務代理	以上で、平成31年3月総会を閉会いたします。